

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年12月18日
条例番号	平成25年静岡市条例第4号	条例名	静岡市新型インフルエンザ等対策本部条例
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>1 第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する第26条</p> <p>2 第3条第2項 同法第35条第4項</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年12月18日
条例番号	平成15年静岡 市条例第291号	条例名	静岡市水防団条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年4月1日
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第6条第2項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 12 月 18 日
条例番号	平成 28 年静岡 市条例第 73 号	条例名	静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例
制定年月日	平成 28 年 3 月 18 日	最終改正年月日	令和 3 年 10 月 14 日
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 1 第 2 条第 1 項第 1 号 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号 2 第 2 条第 1 項第 3 号 同法第 2 条の 2 第 2 号 3 第 4 条 同法第 16 条第 1 項 同法第 42 条第 1 項 4 第 10 条第 3 項 同法第 49 条の 10 第 1 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 12 月 18 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 293 号	条例名	静岡市防災会議条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 24 年 10 月 16 日
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 12 月 18 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 294 号	条例名	静岡市災害対策本部条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 24 年 8 月 31 日
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 12 月 18 日	
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 295 号	条例名	静岡市地震災害警戒本部条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 16 年 12 月 22 日		
所管課名	危機管理総室				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 18 条第 4 項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 12 月 18 日
条例番号	平成 18 年静岡 市条例第 11 号	条例名	静岡市国民保護協議会条例
制定年月日	平成 18 年 2 月 24 日	最終改正年月日	令和 2 年 12 月 18 日
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） 第 40 条第 8 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 12 月 18 日
条例番号	平成 18 年静岡 市条例第 12 号	条例名	静岡市国民保護対策本部及び静岡市緊急対処事態対策本部条例
制定年月日	平成 18 年 2 月 24 日	最終改正年月日	
所管課名	危機管理総室		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>1 第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 31 条及び第 183 条において準用する第 31 条</p> <p>2 第 3 条第 2 項 同法第 28 条第 6 項</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 21 日
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 7 号	条例名	政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 19 年 7 月 5 日
所管課名	総務局市長公室秘書課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成 4 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条第 1 項 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 259 条の 2 の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。</p> <p>第 2 条第 1 項第 5 号 有価証券(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>第 3 条第 1 項第 1 号ア 総所得金額(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 22 条第 2 項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第 3 項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額をいう。)</p> <p>第 3 条第 1 項第 1 号イ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の規定により、所得税法第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの</p> <p>第 3 条第 1 項第 2 号 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)第 21 条の 2 に規定する贈与税の課税価格をいう。)</p> <p>附則 (平成 19 年 7 月 5 日条例第 59 号) 1</p>		

様式 5

この条例中第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定及び次項の規定は平成 19 年 10 月 1 日から、その他の改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。

附則(平成 19 年 7 月 5 日条例第 59 号) 2

改正後の政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、前項の規定による第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)附則第 5 条第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和 22 年法律第 144 号)第 7 条第 1 項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
現行通り		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 21 日	
条例番号	平成 16 年静岡市 条例第 8 号	条例名	静岡市功労者表彰条例		
制定年月日	平成 16 年 3 月 25 日	最終改正年月日	平成 20 年 10 月 3 日		
所管課名	総務局市長公室秘書課				
点検の概要	条項中に引用法令が無いことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行通り					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月21日	
条例番号	平成16年静岡市 条例第7号	条例名	静岡市名誉市民条例		
制定年月日	平成16年3月25日	最終改正年月日	平成17年12月15日		
所管課名	総務局市長公室秘書課				
点検の概要	条項中に引用法令が無いことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行通り					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 18 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 1 号	条例名	静岡市の事務所の位置を定める条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 21 年 3 月 13 日		
所管課名	総務局総務課				
点検の概要	<p>以下の条文の引用法令について点検し、適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p><u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 4 条第 1 項</u>の規定に基づき、本市の事務所の位置を次のとおり定める。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令に改正・廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月18日	
条例番号	平成16年静岡市 条例第85号	条例名	静岡市区の設置等に関する条例		
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	令和5年1月31日		
所管課名	総務局総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所及びその出張所に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	H28の引用法令の改正について必要な改正は実施済。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第2号	条例名	静岡市の休日を定める条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—		
所管課名	総務局総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、適正な法律が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月18日	
条例番号	平成19年静岡市 条例第11号	条例名	静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例		
制定年月日	平成19年3月20日	最終改正年月日	令和5年4月1日		
所管課名	総務課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第5条 第12条 第19条第1項第2号及び第3号 附則 第2項 第3項 第4項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月18日
条例番号	平成15年静岡市条例第4号	条例名	静岡市情報公開条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年4月1日
所管課名	総務課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第2条第1項 第7条第1号ウ 第17条 第18条第2項第1号 第32条第1項 当初附則 第3項 第5項 第6項 第11項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月18日	
条例番号	令和5年静岡市 条例第9号	条例名	静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例		
制定年月日	令和5年3月20日	最終改正年月日			
所管課名	総務課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第2条 第4条 第5条第1項、第2項及び第3項 第6条 第7条第1項 第9条第1項並びに第2項第1号及び第2号 第10条 附則 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月23日	
条例番号	平成16年静岡市 条例第97号	条例名	静岡市事務分掌条例		
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	令和5年2月20日		
所管課名	総務課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 23 日	
条例番号	平成 30 年静岡 市条例第 17 号	条例名	静岡市附属機関設置条例		
制定年月日	平成 30 年 3 月 20 日	最終改正年月日	令和 5 年 3 月 20 日		
所管課名	総務課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条 別表第 1				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月23日	
条例番号	平成15年静岡市条例第26号	条例名	静岡市職員定数条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年3月20日		
所管課名	総務課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 附則 第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令の名称等の改正・法令廃止等がないため				

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月23日
条例番号	平成26年静岡市条例第7号	条例名	静岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例	
制定年月日	平成26年3月20日	最終改正年月日	平成26年4月1日	
所管課名	総務課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>【引用法令】</p> <p>①地方自治法施行令 第152条第1項第3号 第百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 略 二 略 三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち<u>条例で定めるもの</u></p> <p>②同条第4項第2号 4 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 略 二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち<u>条例で定めるもの</u></p> <p>③地方自治法 第221条第3項 (予算の執行に関する長の調査権等) 第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。</p> <p>3 前二項の規定は、<u>普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。</u></p>			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
なし	引用法令に変更がないため。			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月28日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第9号	条例名	静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年12月24日		
所管課名	総務局コンプライアンス推進課				
点検の概要	<p>1 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 第2条柱書き 第2条第1号 第2条第2号 第2条第4号 第2条第5号 第3条第1項 第3条第2項 第3条第3項 第3条第4項 第3条第5項</p> <p>2 この条例の他の規定を引用する規定を点検し、それぞれ適正な規定が引用されていることを確認した。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	適正な規定が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月28日
条例番号	平成15年静岡市 条例第8号	条例名	静岡市行政手続条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名	総務局コンプライアンス推進課		
点検の概要	<p>1 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条第1項 第2条第1号 第2条第9号イ 第2条第9号ウ 第4条第2項第4号 第43条第3項</p> <p>2 この条例の他の規定を引用する規定を点検し、それぞれ適正な規定が引用されていることを確認した。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
不要	適正な規定が引用されているため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月28日
条例番号	平成28年静岡市 条例第17号	条例名	静岡市行政不服審査法施行条例
制定年月日	平成28年3月18日	最終改正年月日	令和5年3月20日
所管課名	総務局コンプライアンス推進課		
点検の概要	<p>1 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第2条柱書き 第2条第1号 第2条第2号 第3条第1項 第3条第2項柱書き 第3条第2項第1号 第3条第2項第2号 第4条第1項 第4条第2項 第4条第3項 第5条柱書き 第5条第1号 第5条第2号 第10条第1項 第11条第1項 第12条 第14条 第15条柱書き 第15条第1号 第16条柱書き 第17条 第18条 第19条</p> <p>2 この条例の他の規定を引用する規定を点検し、それぞれ適正な規定が引用されていることを確認した。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
不要	適正な規定が引用されているため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月28日	
条例番号	令和2年静岡市 条例第71号	条例名	静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例		
制定年月日	令和2年7月13日	最終改正年月日	令和2年7月13日		
所管課名	総務局コンプライアンス推進課				
点検の概要	<p>1 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 第2条柱書き</p> <p>2 この条例の他の規定を引用する規定を点検し、それぞれ適正な規定が引用されていることを確認した。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	適正な規定が引用されているため				

別記様式

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月2日
条例番号	平成15年静岡市条例第3号	条例名	静岡市公告式条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年4月1日
所管課名	政策法務課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第3条 第4条第2項 第5条各項 第7条各項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無し	引用法令の不整合はないため。	無し	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年9月5日	
条例番号	-	条例名	静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 他 29 件の条例		
制定年月日	-	最終改正年月日	-		
所管課名	人事課				
点検の概要	<p>(1) <u>以下の条例の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年静岡市条例第 2 号） ・静岡市副市長定数条例（平成 19 年静岡市条例第 16 号） ・静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 22 年静岡市条例第 5 号） ・静岡市職員の分限に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 28 号） ・静岡市職員の定年等に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 29 号） ・静岡市職員の退職管理に関する条例（平成 27 年静岡市条例第 113 号） ・静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 30 号） ・静岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 31 号） ・静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 32 号） ・静岡市職員倫理条例（平成 15 年静岡市条例第 33 号） ・静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 34 号） ・静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成 22 年静岡市条例第 6 号） ・静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 29 年静岡市条例第 11 号） ・職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 42 号） ・静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 43 号） ・静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 44 号） ・静岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 45 号） ・静岡市特別職報酬等審議会条例（平成 15 年静岡市条例第 46 号） ・静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 47 号） ・静岡市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成 27 年静岡市条例第 2 号） ・静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 41 号） ・静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例） ・静岡市職員等の旅費に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 52 号） ・静岡市職員退職手当基金条例（平成 15 年静岡市条例第 66 号） 				
	<p>(2) <u>以下の条例の条項中の引用法令について点検したところ、それぞれ適切な条項が引用されていない箇所を確認した。必要となる改正内容は、それぞれ以下のとおり。</u></p> <p>① 静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 22 年静岡市条例第 7 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条第 1 項中「静岡市職員退職手当支給条例（平成 15 年静岡市条例第 53 号）<u>第 13 条</u> 				

様式 5

第4項を「静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）第11条第1項及び第13条第4項」に、「同項」を「同条例第11条第1項」に改める。

② 静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）

・第15条第5項及び第21条第5項中「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

③ 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）

・第4条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項に規定する職員」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員」に改める。

④ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）

・第6条中「静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）第7条第1項又は第13条第4項」を「静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）第7条第1項」に改める。

⑤ 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）

・第12条第2項中「勤務時間条例第2条第2項」を「勤務時間条例第2条第3項」に改める。

⑥ 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）

・第13条第5項第2号中「地方独立行政法人法第8条第3項」を「地方独立行政法人法第8条第1項5号」に改める。

・当初附則19項中「第23条第1項」を「第13条第5項」に改める。

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
(2)に記載の6つの条例について、改正	それぞれの条例について、適切な条項が引用されていない箇所があったため。	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月19日
条例番号	平成17年静岡 市条例第1号	条例名	静岡市自治基本条例
制定年月日	平成17年3月15日	最終改正年月日	平成28年6月19日
所管課名	企画局企画課		
点検の概要	引用法令なし		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無	引用法令なしのため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月8日
条例番号	平成15年静岡 市条例第62号	条例名	静岡市土地開発基金条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成19年7月1日
所管課名	企画局企画課		
点検の概要	引用法令なし		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無	引用法令なしのため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 7 月 19 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 333 号	条例名	静岡市地域振興基金条例
制定年月日	平成 15 年 10 月 10 日	最終改正年月日	平成 21 年 4 月 1 日
所管課名	企画局企画課		
点検の概要	引用法令なし		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無	引用法令なしのため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月21日
条例番号	平成28年静岡市条例第23号	条例名	静岡市遠距離大学等通学費貸与条例
制定年月日	平成28年3月18日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名	企画局企画課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第11条第1項第2号</p> <p>資金の貸与を受けた者が貸与に係る大学等の卒業の後、静岡市の市民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する市民税の所得割をいう。）を規則で定めるところにより完納したとき。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無	引用法令の該当部分に改正がないため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月12日	
条例番号	令和4年静岡市 条例第3号	条例名	静岡市公共建築物整備基金条例		
制定年月日	令和4年2月17日	最終改正年月日	令和4年2月17日		
所管課名	アセットマネジメント推進課				
点検の概要	・引用法令適用なし				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 28 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 57 号	条例名	静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 20 年 10 月 3 日		
所管課名	管財課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法第 237 条第 2 項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 28 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 59 号	条例名	静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日		
所管課名	管財課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 ・ 地方自治法第 225 条 ・ 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 ・ 消費税法第 6 条 ・ 静岡市道路占用料条例第 2 条、第 3 条及び別表 ・ 地方自治法第 238 条の 4 第 4 項 ・ 電気通信事業法施行令別表第 1 ・ 静岡市道路占用料条例第 2 条及び別表				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月28日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第63号	条例名	静岡市電気事業経営記念基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日			
所管課名	管財課				
点検の概要	引用している法令等はない。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 28 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 355 号	条例名	静岡市両河内財産区議会設置条例		
制定年月日	平成 15 年 12 月 26 日	最終改正年月日	平成 28 年 4 月 12 日		
所管課名	管財課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・地方自治法第 295 条・公職選挙法第 19 条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 308 号	条例名	静岡市両河内財産区議会定例会条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	
所管課名	管財課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 ・地方自治法第 296 条第 3 項 ・地方自治法第 102 条第 2 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月28日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第309号	条例名	静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年3月18日		
所管課名	管財課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 ・ 地方自治法第296条第3項 ・ 地方自治法第203条第4項 ・ 静岡市職員等の旅費に関する条例 ・ 静岡市職員の給与に関する条例				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 28 日	
条例番号	平成 19 年静岡市 条例第 49 号	条例名	静岡市両河内財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例		
制定年月日	平成 19 年 3 月 30 日	最終改正年月日			
所管課名	管財課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条・ 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月28日	
条例番号	平成16年静岡市 条例第6号	条例名	静岡市両河内財産区特別会計条例		
制定年月日	平成16年3月15日	最終改正年月日			
所管課名	管財課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 ・地方自治法第209条第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 28 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 310 号	条例名	静岡市両河内財産区基金条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 17 年 12 月 26 日		
所管課名	管財課				
点検の概要	引用している法令等はない。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 15 静岡市条例第 21 号	条例名	静岡市固定資産評価審査委員会条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 28 年 4 月 1 日		
所管課名	財政局税務部税制課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条から第 14 条まで				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 17 静岡市条例第 178 号	条例名	蒲原町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例		
制定年月日	平成 17 年 12 月 15 日	最終改正年月日	平成 17 年 12 月 15 日		
所管課名	財政局税務部税制課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条から第 10 条まで				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 20 静岡市条例第 65 号	条例名	由比町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例		
制定年月日	平成 20 年 10 月 3 日	最終改正年月日	平成 20 年 10 月 3 日		
所管課名	財政局税務部税制課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条から第 9 条まで				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月25日
条例番号	平成15静岡市条例第102号	条例名	静岡市税条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年10月12日
所管課名	財政局税務部税制課		
点検の概要	<p>1 点検の結果、次のとおり不適正な引用が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none">・第41条第12項中、法人税法第81条の24の3第2項が令和4年4月1日施行による法改正で削除されているにもかかわらず、引用条文となっている。・第41条第13項中、地方税法第321条の8第31項若しくは第35項を引用すべきところ、同条第4項、第19項若しくは第23項を引用している。・第151条第2項第13号中、道路運送法第9条の2第1項を引用すべきところ、同条第9条第1項を引用している。また、同条中「一般貸切旅客自動車運送事業者」とすべきところ、「一般旅客自動車運送事業者」としている。 <p>2 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条から第41条第1項から第11項まで 第41条第14項から第151条第2項第12号まで 第151条第2項第14号から第157条まで 附則第1条から附則第58条まで</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
有	適正な課税を行うため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月20日	
条例番号	平成19年静岡市条例第12号	条例名	静岡市市民参画の推進に関する条例		
制定年月日	平成19年3月20日	最終改正年月日	平成28年3月18日		
所管課名	市民自治推進課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第9条第2項 第10条第1項 第10条第1項第2号 第12条第2項 第16条第1項 第16条第2項第1号 第16条第2項第2号 第16条第3項 第17条第1項 第17条第2項、第3項 第18条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月19日	
条例番号	令和2年静岡市 条例第15号	条例名	静岡市まちづくり活動支援基金条例		
制定年月日	令和2年3月19日	最終改正年月日			
所管課名	市民局市民自治推進課				
点検の概要	当該条例中、他の法令を引用している条項はないことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無	引用条例なし				

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月20日
条例番号	平成15年静岡 市条例第110号	条例名	静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和2年3月19日
所管課名	市民局 市民自治推進課		
点検の概要	1 以下の規定中の引用法令について点検し、それぞれ適正な規定が引用されていることを確認した。 第1条 第3条 第4条第1項 第6条 第7条第2号 第12条 第13条第2項 第14条第2項 第16条 第17条		
	2 この条例の他の規定を引用する規定を点検し、それぞれ適正な規定が引用されていることを確認した。		
検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
不要	適正な規定が引用されているため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 7 月 20 日
条例番号	平成 19 年静岡市条例第 13 号	条例名	静岡市市民活動の促進に関する条例
制定年月日	平成 19 年 3 月 20 日	最終改正年月日	平成 26 年 12 月 12 日
所管課名	市民自治推進課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 2 条第 1 項第 2 号		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		2023/07/12	
条例番号	平成 24 年静岡市 条例第 6 号	条例名	静岡市特定非営利活動促進法施行条例		
制定年月日	平成 24 年 3 月 23 日	最終改正年月日	令和 3 年 10 月 14 日		
所管課名	市民局市民自治推進課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・第 1 条・第 2 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項・第 3 条第 1 項、第 2 項・第 4 条第 1 項、第 2 項・第 5 条・第 6 条・第 7 条・第 8 条・第 9 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条第 1 項、第 2 項・第 13 条・第 14 条・第 15 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項・附則（平成 29 年 3 月 10 日条例第 21 号） <p>また、令和 5 年 9 月 1 日に改正する以下の条項の引用法令についても同様に点検をし、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・第 2 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に加えた第 2 条第 5 項・第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に加えた第 15 条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 20 日	
条例番号	平成 18 年静岡市条例第 33 号	条例名	静岡市市民活動センター条例		
制定年月日	平成 18 年 3 月 24 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日		
所管課名	市民自治推進課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 4 条第 2 項 第 19 条 別表 (第 10 条関係) 1 (2) 備考 別表 (第 10 条関係) 2 (2) 備考				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 31 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 113 号	条例名	静岡市女性会館条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日		
所管課名	男女共同参画・人権政策課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、適正な条項が引用されていることを確認した。 第 17 条第 1 項 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 31 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 112 号	条例名	静岡市男女共同参画推進条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 26 年 12 月 12 日		
所管課名	男女共同参画・人権政策課				
点検の概要	引用法令なし。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第106号	条例名	静岡市印鑑条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年7月11日		
所管課名	市民局戸籍管理課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	(1) 第2条第1項 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） (2) 第4条第4項第1号 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3の在留カード 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条の特別永住者証明書 (3) 第5条第2項第1号 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13の旧氏 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第1項の外国人住民の通称 (4) 第5条第3項 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の外国人住民 (5) 第7条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 戸籍法（昭和22年法律第224号） (6) 第12条第1項第1号ア 戸籍法第102条第1項の規定による国籍取得の届出 (7) 第12条第1項第1号イ 戸籍法第102条の2の規定による帰化の届出 (8) 第12条第1項第1号ウ 戸籍法第103条第1項の規定による国籍喪失の届出 (9) 第12条第1項第1号エ 戸籍法第105条第1項の規定による国籍喪失の報告 (10) 第14条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード (11) 第15条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平繁14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平繁14年法律第153号）第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
なし	適正に引用されている。				

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和 5 年 8 月 18 日
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 181 号	条例名	静岡市斎場条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 29 年 7 月 12 日	
所管課名	戸籍管理課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 (1) 第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 23 年法律第 48 号)			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
なし	適正に引用されている。			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第182号	条例名	静岡市霊柩自動車利用条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和2年3月19日		
所管課名	戸籍管理課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 (1) 第7条第1項第1号 生活保護法(昭和25年法律第144号) 老人福祉法(昭和38年法律第133号) (2) 第7条第1項第2号 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	適正に引用されている。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 182 号	条例名	静岡市営墓地条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日		
所管課名	戸籍管理課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(1) 第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 5 項に規定する墓地</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
なし	適正に引用されている。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 182 号	条例名	静岡市納骨堂条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日		
所管課名	戸籍管理課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(1) 第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 6 項に規定する墓地</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	適正に引用されている。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 182 号	条例名	静岡市住居表示に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 17 年 12 月 15 日		
所管課名	戸籍管理課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 (1) 第 1 条 住居表示に関する法律 (昭和 37 年法律第 119 号) 第 4 条及び第 8 条第 2 項の規定				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	適正に引用されている。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年 月 日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第281号	条例名	静岡市文化財保護条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年12月15日		
所管課名	文化財課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条第1項 第4条第1項 第5条第3項 第18条第1項 第19条第5項 第24条第1項 第25条第1項 第32条第1項 第33条第2項 第38条第1項 第39条第4項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年 月 日	
条例番号	平成26年静岡市 条例第137号	条例名	静岡市世界遺産三保松原保全活用条例		
制定年月日	平成26年12月3日	最終改正年月日			
所管課名	文化財課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第2条第1項 第2条第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年 月 日	
条例番号	平成30年静岡市 条例第76号	条例名	静岡市三保松原文化創造センター条例		
制定年月日	平成30年12月13日	最終改正年月日	平成31年3月20日		
所管課名	文化財課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条第1項 第6条第1項第2号				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 18 年静岡 市条例第 35 号	条例名	静岡市清流条例		
制定年月日	平成 18 年 3 月 24 日	最終改正年月日	平成 25 年 4 月 1 日		
所管課名	環境共生課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 2 条第 2 項 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号） 第 2 条第 3 号及び第 4 号 第 10 条第 1 項 河川法 第 4 条第 1 項の水系を指定する政令（昭和 40 年政令第 43 号） 河川法の規定による 2 級河川（昭和 46 年静岡県告示第 226 号） 環境基本条例 第 31 条第 1 項 第 12 条第 1 項 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項 同法 第 4 条第 12 項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和 5 年 8 月 22 日
条例番号	平成 27 年静岡市 条例第 12 号	条例名	静岡市環境影響評価条例	
制定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終改正年月日	平成 29 年 3 月 10 日	
所管課名	環境共生課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 静岡市環境基本条例（平成 16 年静岡市条例第 34 号）第 14 条</p> <p>第 2 条 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項、法第 4 条第 3 項第 1 号、同項第 2 号、法第 2 条第 3 項</p> <p>第 51 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項、同条第 5 項</p> <p>第 52 条 法第 2 条第 5 項、法第 38 条の 2 第 1 項 静岡県環境影響評価条例（平成 11 年静岡県条例第 36 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 4 項</p> <p>第 53 条 法第 3 条の 7 第 1 項、法第 10 条第 2 項、同条第 4 項、法第 20 条第 2 項、同条第 4 項 県条例第 14 条第 2 項、県条例第 23 条第 2 項、県条例第 35 条第 2 項、県条例第 36 条第 6 項</p> <p>第 54 条 法第 9 条、法第 19 条 県条例第 13 条第 1 項、県条例第 22 条第 1 項</p> <p>第 55 条 法第 20 条第 2 項、同条第 4 項、法第 14 条第 1 項、法第 19 条、法第 19 条、法第 18 条第 1 項、法第 14 条第 1 項、法第 19 条、法第 2 条第 5 項 県条例第 23 条第 2 項、県条例第 17 条第 1 項、県条例第 22 条第 1 項第 3 号、県条例第 22 条第 1 項第 3 号、県条例第 21 条第 1 項、県条例第 17 条第 1 項、県条例第 22 条第 1 項第 3 号</p>			

第 57 条

法第 2 条第 1 項

第 58 条

法第 2 条第 2 項、法第 3 条の 9 第 1 項第 2 号

法第 2 条第 3 項、法第 3 条の 10 第 1 項

法第 4 条第 4 項、法第 29 条第 2 項、法第 4 条第 3 項第 2 号

法第 4 条第 6 項

第 60 条

静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 3 章第 3 節

第 62 条

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条、同法第 88 条第 2 項

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条、同条第 1 項

被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条第 1 項、同項第 3 号

附 則

県条例第 8 条第 3 項第 2 号

県条例第 10 条

県条例第 34 条第 1 項

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
なし	適正な条項が引用されているため	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 25 日
条例番号	平成 18 年静岡 市条例第 35 号	条例名	静岡市興津川保全基金条例
制定年月日	平成 18 年 3 月 24 日	最終改正年月日	平成 25 年 4 月 1 日
所管課名	環境共生課		
点検の概要	・引用法令なし		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
なし	引用法令がないため		

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月10日
条例番号	平成27年静岡 市条例第8号	条例名	静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	平成30年10月16日
所管課名	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第2条第1項 第2条第2項 第3条第1項 第3条第2項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月3日	
条例番号	平成31年静岡市 条例第2号	条例名	静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例		
制定年月日	平成31年3月20日	最終改正年月日	平成31年3月20日		
所管課名	健康づくり推進課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第8条第1項 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無し	適正な条項が引用されているため。				

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月22日
条例番号	平成17年静岡市条例第5号	条例名	静岡市障害者歯科保健センター条例
制定年月日	平成17年3月15日	最終改正年月日	平成31年3月20日
所管課名	健康づくり推進課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第5条第1項第2号 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) 第6条第2項第1号 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第1号及び第2号 第6条第2項第3号 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無し	適正な条項が引用されているため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		R5. 7. 26	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 165 号	条例名	静岡市保健福祉センター条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 23 年 12 月 15 日		
所管課名	健康づくり推進課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条第 1 項 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 18 条 第 4 条第 1 項第 2 号 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無し	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月27日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第78号	条例名	静岡市高齢者在宅福祉基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	引用なし				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月31日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第138号	条例名	静岡市老人福祉センター条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成31年3月20日		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第4条 第15条 第19条第1号 附則第2項（平成17年9月28日条例第116号）（平17条例214・一部改正）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月7日
条例番号	平成15年静岡市条例第139号	条例名	静岡市高齢者生活福祉センター条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月10日
所管課名	高齢者福祉課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第3条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号 第5条第2号 第14条 附則第3項（平27条例76・追加） 附則第4項（平27条例76・追加） 附則第2項（平成16年7月6日条例第71号） 附則第3項（平成27年7月2日条例第76号） 別表第1項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月31日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第140号	条例名	静岡市老人憩の家条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成20年2月22日		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第4条第2号 第10条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月27日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第141号	条例名	静岡市世代間交流センター条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成31年3月20日		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第5条 第12条第1項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月3日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第142号	条例名	静岡市養護老人ホーム条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成19年7月5日		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第4条 第8条第1号				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

別記様式

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月3日	
条例番号	平成24年静岡市 条例第7号	条例名	静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成24年3月23日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第5条第1項、第2項 第11条第1項 第18条第3項 第19条 第22条第1項第1号 第23条第3項 第28条第5項 附則第2項（平成27年7月2日条例第78号）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
要	第9条及び第22条で引用している条例について、条 ずれがあったため。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第21号	条例名	静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成25年3月8日		最終改正年月日	令和3年3月11日	
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第5条第1項、第2項 第10条第1項、第4項第6号、第5項第3号 第13条第1項、第5項 第24条第3項 第26条第2項第4号 第35条第4項第3号 第40条第4項 第44条第4項第6号 第47条第1項 第50条第4項第3号 附則第4項 附則第10項 附則第11項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

別記様式

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月1日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第22号	条例名	静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	高齢者福祉課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第5条第1項、第2項 第10条第1項 第11条第1項第3号ア 第14条第3項 第19条第2項 第20条 第23条第1項第1号 第24条第3項 第26条第2項第4号 第31条第5項 附則第2項（平成27年7月2日条例第79号）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成 年静岡市 条例第69号	条例名	静岡市介護給付費等準備基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 引用なし				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月30日
条例番号	平成15年静岡市 条例第108号	条例名	静岡市介護保険条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和3年3月11日	
所管課名	介護保険課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 介護保険法</p> <p>第3条第1項 介護保険法第117条</p> <p>第5条第 介護保険法第4条</p> <p>第7条第1項 介護保険法第37条第1項、第41条第1項、第42条第1項第2号、第53条第1項、第54条第1項第2号</p> <p>第7条第2項 介護保険法第46条第4項、第47条第1項第1号、第58条第4項、第59条第1項第1号、第66条第1項、第68条第1項、第69条第1項</p> <p>第8条第2項 介護保険法第66条第1項、第68条第1項、第69条第1項</p> <p>第9条第2項 介護保険法第7条第9項、第23条、第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第1項、第70条第2項第5号、第70条第2項第6号、第75条第2項、第76条第1項、第77条第1項、第79条第2項第4号の2、第115条の2第1項、第2項第5号、第115条の5第2項、第115条の7第1項、第115条の9第1項、行政手続法第15条</p> <p>第9条第3項 介護保険法第47条第1項第1号、第59条第1項第1号、第79条第2項第4号、第82条第2項、第83条第1項、第84条第1項、第115条の22第2項第4号、第115条の22第2項第4号の2、第115条の25第2項、第115条の27第1項、第115条の29、第115条の35第6項、行政手続法第15条、</p> <p>第12条第1項 介護保険法第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第5号、第115条の2第2項第5号</p> <p>第12条第2項 介護保険法第47条第1項第1号、第59条第1項第1号、法第79条第2項第4号、第115条の22第2項第4号</p> <p>第13条の2第1項 介護保険法第70条第2項第1号、第78条の2第4項第1号、第79条第2項第1号、第115条の2第2項第1号、第115条の12第2項第1号、第115条の22第2項第1号</p> <p>第13条の3第1項 介護保険法第78条の2第1項</p> <p>第13条の3第2項 介護保険法第86条第1項</p> <p>第13条の4 介護保険法第78条の2第1項、第78条の4第1項、第2項、第115条の12第1項、第115条の14第1項、第2項</p> <p>第14条第1項 介護保険法第9条第1項、介護保険法施行令第22条の2第2項、第39条第1項第1号～第5号、第39条第1項第1号イ、地方税法第292条第1項第13号、租税特別措置法第33条の4第1項、第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、</p>			

様式 5

	第35条の3第1項、第36条、生活保護法第2条、第6条第2項
第15条	介護保険法第129条第2項
第16条第2項	介護保険法第132条第2項、第3項
第17条第3項	介護保険法施行令第39条第1項第1号イ(2)、ロ、二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第39条第1項第1号～第9号
第19条第2項	所得税法第2条第1項第37号、静岡市税条例第26条、地方税法第317条の6第1項、第3項
第20条	介護保険法第132条
第24条	地方税法第17条、第17条の2
第25条第1項	介護保険法第139条第2項、第3項、地方税法第17条の4
第26条第1項	介護保険法第139条第2項
第29条	介護保険法第12条第1項、第2項
第30条	介護保険法第30条第1項、第31条第1項、第33条の3第1項、第34条の第1項、第35条第6項、第66条第1項、第2項、第68条第1項
第31条	介護保険法202条第1項
第32条	介護保険法第150条第1項、第157条第1項

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月30日
条例番号	平成25年静岡県 条例第23号	条例名	静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例	
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日	
所管課名	介護保険課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 介護保険法第42条第1項第2号、第72条の2第1項各号、第74条第1項、第2項</p> <p>第2条 介護保険法第8条第1項、第41条第1項、第41条第4項第1号又は第2号、第41条第6項、第42条第1項第2号、第72条の2第1項</p> <p>第3条 介護保険法第118条の2第1項</p> <p>第5条第1項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第5条第2項 介護保険法第8条第2項、<u>法第115条の45第1項第1号イ</u>、第115条の45の3第1項、整備法第5条による改正前の法第8条の2第2項</p> <p>第5条第4項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第4項</p> <p>第10条 介護保険法第8条第24項</p> <p>第11条第2項 介護保険法第73条第2項</p> <p>第15条 介護保険法施行規則第64条第1号、第2号</p> <p>第16条 介護保険法施行規則第64条第1号ハ、ニ</p> <p>第19条第1項 介護保険法第41条第6項</p> <p>第35条の2 介護保険法第41条第1項</p> <p>第37条第3項 介護保険法第23条</p> <p>第37条第5項 介護保険法第176条第1項第3号、国民健康保険法第45条第5項</p> <p>第41条の2 障害者総合支援法第29条第1項</p> <p>第42条第1項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第42条第3項 介護保険法第54条第1項第2号、第115条の45第1項第1号イ、整備法第5条による改正前の法第8条の2第2項</p> <p>第45条第1項 介護保険法第42条第2項、第46条第1項、第47条第1項第1号</p> <p>第46条第1項 介護保険法第41条第6項</p> <p>第56条の2第2項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第62条第1項 介護保険法第41条第6項</p> <p>第69条第2項 健康保険法第63条第1項、第88条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項、第78条第1項</p> <p>第82条第2項 健康保険法第63条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項</p> <p>第84条第1項 介護保険法第8条第24項</p>			

様式 5

- 第 92 条第 2 項 健康保険法第 63 条第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項
- 第 99 条第 1 項 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロ
- 第 102 条第 4 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 96 条第 4 項
- 第 104 条 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項
- 第 107 条第 3 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 第 113 条第 1 項 児童福祉法第 7 条第 2 項
- 第 131 条第 1 項 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロ
- 第 134 条第 1 項 介護保険法第 41 条第 6 項
- 第 147 条第 2 項 老人福祉法第 20 条の 5
- 第 147 条第 4 項 老人福祉法第 20 条の 4、医療法、介護保険法
- 第 150 条第 1 項 建築基準法第 2 条第 9 号の 2、第 9 号の 3
- 第 150 条第 5 項 老人福祉法
- 第 153 条第 3 項 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 127 条第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号
- 第 153 条第 4 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 127 条第 4 項
- 第 172 条第 3 項 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 140 条の 6 第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号
- 第 172 条第 4 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 140 条の 6 第 4 項
- 第 178 条第 4 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 第 180 条の 2 障害者総合支援法第 29 条第 1 項
- 第 182 条第 4 項 介護保険法
- 第 189 条第 1 項 介護保険法、医療法第 7 条第 2 項第 4 号
- 第 190 条第 1 項 介護保険法、医療法
- 第 191 条 介護保険法施行令第 4 条第 2 項
- 第 192 条第 3 項 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 145 条第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号
- 第 192 条第 4 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 145 条第 4 項
- 第 195 条 定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 148 条第 5 号、第 6 号
- 第 206 条第 1 項 介護保険法
- 第 207 条第 3 項 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 155 条の 5 第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号

様式 5

- 第 207 条第 4 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 155 条第 4 項
- 第 213 条第 4 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 第 216 条第 1 項 介護保険法第 8 条第 11 項
- 第 219 条第 7 項 建築基準法、消防法
- 第 232 条第 4 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 第 241 条第 7 項 建築基準法、消防法
- 第 245 条第 2 項 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項
- 第 248 条第 1 項 介護保険法第 8 条第 12 項
- 第 249 条第 1 項 介護保険法施行令第 4 条第 1 項
- 第 254 条第 1 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 199 条第 1 号
- 第 264 条第 1 項 介護保険法第 41 条第 6 項
- 第 265 条第 1 項 介護保険法第 8 条第 13 項
- 第 270 条第 1 項 介護保険法第 44 条第 3 項

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第24号	条例名	静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、下記「改正が必要な条項」以外は適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 介護保険法第78条の2の2第1項各号、78条の4第1項、第2項、</p> <p>第2条 介護保険法第8条第14項、第42条の2第1項、第2項第1号～第3号、 第6項、78条の2の2第1項</p> <p>第3条第4項 介護保険法第118条の2第1項</p> <p>第5条 介護保険法第8条第2項、第15項第1号、介護保険法施行規則第22条 の23第1項</p> <p>第6条第2項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3 条の4第2項</p> <p>第6条第11項 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項、第26条、 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号</p> <p>第11条 介護保険法第46条第1項</p> <p>第12条第2項 介護保険法第78条の3第2項</p> <p>第14条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号</p> <p>第16条 介護保険法第8条第24項、介護保険法施行規則第65条の4第1号～第 3号</p> <p>第17条 介護保険法第8条第24項、介護保険法施行規則第65条の4第1号ハ</p> <p>第20条第1項 介護保険法第42条の2第6項</p> <p>第38条第3項 介護保険法第23条</p> <p>第38条第5項 介護保険法第176条第1項第3号、国民健康保険法第45条第5項</p> <p>第39条第1項 介護保険法第115条の46第1項</p> <p>第43条第1項 介護保険法第8条第15項第2号</p> <p>第46条第1項 介護保険法第8条第2項、介護保険法施行規則第22条の23第1項</p> <p>第47条第2項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第6 条第2項</p> <p>第59条の3第1項 介護保険法第115条の45第1項第1号ロ</p> <p>第59条の7第4項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 24条第4項</p> <p>第59条の9 介護保険法第5条の2第1項</p> <p>第59条の13第3項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第59条の17第1項 介護保険法第115条の46第1項</p> <p>第59条の20の2第1項 児童福祉法第7条第2項</p> <p>第59条の22第2項 健康保険法第88条第1項</p>				

様式 5

第 59 条の 31 第 3 項	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第 17 条第 1 項
第 61 条第 1 項	老人福祉法第 20 条の 4、第 20 条の 5
第 62 条第 2 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 43 条第 2 項
第 65 条第 1 項	介護保険法第 8 条第 20 項、第 8 条の 2 第 15 項
第 65 条第 2 項	介護保険法第 8 条第 25 項、第 41 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 54 条の 2 第 1 項、第 58 条第 1 項、
第 82 条第 6 項	医療法第 7 条第 2 項第 4 号
第 82 条第 11 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 63 条第 11 項
第 83 条第 1 項	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項
第 83 条第 3 項	介護保険法第 8 条第 2 項、老人福祉法第 20 条の 2 の 2、指定地域密着 型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 64 条第 3 項、 老人福祉法第 20 条の 2 の 2
第 84 条	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 65 条
第 87 条	介護保険法第 8 条第 24 項
第 90 条第 4 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 71 条第 4 項
第 93 条第 2 項	指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 13 条 各号
第 94 条	介護保険法第 41 条第 10 項、第 42 条の 2 第 8 項、第 9 項
第 101 条第 2 項	介護保険法第 117 条第 1 項
第 109 条	介護保険法第 8 条第 20 項
第 110 条第 6 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 90 条第 6 項
第 112 条	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 92 条
第 123 条第 3 項	介護保険法第 8 条第 2 項
第 129 条第 1 項	介護保険法第 8 条第 21 項
第 132 条第 1 項	建築基準法第 2 条第 9 号の 2、第 9 号の 3
第 132 条第 7 項	建築基準法、消防法
第 146 条第 4 項	介護保険法第 8 条第 2 項
第 150 条第 1 項	介護保険法第 8 条第 22 項
第 152 条第 1 項	医療法第 1 条の 5 第 2 項
第 156 条第 1 項	介護保険法施行法第 13 条第 3 項
第 156 条第 3 項	介護保険法第 51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、介護 保険法施行法第 13 条第 5 項第 1 号、第 2 号、指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準第 136 条第 3 項第 3 号、第 4 号
第 156 条第 4 項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 136 条第 4 項

様式 5

- 第 158 条第 11 項 介護保険法第 28 条第 2 項、第 29 条第 1 項
- 第 169 条第 3 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 第 171 条第 2 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 151 条第 2 項第 4 号
- 第 180 条第 1 項 医療法第 1 条の 5 第 2 項
- 第 181 条第 3 項 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 161 条第 3 項第 3 号、第 4 号
- 第 181 条第 4 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 161 条第 4 項
- 第 187 条第 4 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 第 191 条第 7 項 医療法第 7 条第 2 項第 4 号
- 第 193 条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 173 条

附則

- 第 5 項 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項、第 53 条第 1 項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、介護保険法施行令第 4 条第 2 項、老人福祉法第 20 条の 6

【改正が必要な条項】

- 第 111 条第 3 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 91 条第 2 項
→ (正) 第 91 条第 3 項
- 第 190 条 介護保険法施行規則第 17 条の 10
→ (正) 第 17 条の 12
- 第 191 条第 12 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条第 9 項
→ (正) 171 条第 12 項
- 第 192 条第 3 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 172 条第 2 項
→ (正) 172 条第 3 項

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
有	引用法令の改正により項がずれてしまったため。	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第25号	条例名	静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条	介護保険法第88条第1項、第2項			
	第2条第5項	介護保険法第118条の2第1項			
	第3条第1項	介護保険法第88条第1項			
	第4条第1項	医療法第1条の5第2項			
	第8条第2項	介護保険法第73条第2項			
	第10条第3項	介護保険法第8条第24項			
	第12条第1項	介護保険法第48条第1項、第2項、第4項			
	第12条第3項	介護保険法第51条の3第1項、第2項第1号、第2号、第4項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条第3項第3号、第4号			
	第12条第4項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条第4項			
	第15条第11項	介護保険法第28条第2項、第29条第1項			
	第28条第3項	介護保険法第8条第2項、			
	第31条第2項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条第2項第4号			
	第37条第3項	介護保険法第23条			
	第37条第5項	国民健康保険法第45条第5項、介護保険法第176条第1項第3号			
第43条第4項	介護保険法第118条の2第1項				
第44条第1項	医療法第1条の5第2項				
第45条第3項	介護保険法第51条の3第1項、第2項第1号、第2号、第4項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第41条第3項第3号、第4号				
第45条第4項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第41条第4項				
第51条第4項	介護保険法第8条第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第26号	条例名	静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条	介護保険法第97条第1項から第3項			
	第2条	介護保険法第118条の2第1項			
	第3条第1項	介護保険法第97条第2項			
	第5条第1項	建築基準法第2条第9項の2、第9項の3、建築基準法施行令第123条第1項			
	第9条第2項	介護保険法第73条第2項			
	第11条第3項	介護保険法第8条第24項			
	第13条第1項	介護保険法第48条第1項、第2項、第4項			
	第13条第3項	介護保険法第51条の3第1項、第2項第1号、第2号、第4項、 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条 第3項第3号及び第4号、第4項			
	第16条第11項	介護保険法第28条第2項、第29条第1項			
	第17条第1項	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第15条 第5号及び第6号			
	第29条第3項	介護保険法第8条第2項			
	第32条第2項	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第29 条第2項第4号			
	第37条第3項	介護保険法第23条			
	第37条第5項	国民健康保険法第45条第5項、介護保険法第176条第1項第3号			
	第43条第4項	介護保険法第118条の2第1項			
	第44条第4項	建築基準法施行令第123条第1項			
	第45条第3項	介護保険法第51条の3第1項、第2項第1号、第2号、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第42 条第3項第3号及び第4号、第4項			
	第48条第4項	介護保険法第8条第2項			
		附則			
	第2項	介護保険法施行規則第4条第2項、老人福祉法第20条の6			
	第11項	介護保険法第94条第1項			
	第12条	介護保険法第94条第1項			
	第13条	介護保険法第94条第1項			
	第14条	介護保険法第94条第1項			

様式 5

第 15 条 医療法第 7 条第 2 項第 4 号、第 5 号
第 16 条 介護保険法第 94 条第 1 項

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第27号	条例名	静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			
	第3条第1項	医療法第7条第2項第4号			
	第3条第3項	介護保険法施行令第4条第2項、医療法、医療法施行規則第43条の2			
	第6条第2項	医療法施行令第43条の2			
	第14条第3項	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第3号、第4号、第4項			
	第14条第4項	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第4項			
	第18条	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第16条第5号、第6号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項			
	第24条第1項	医療法第12条第2項			
	第31条第2項	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第2項第4号			
	第36条第5項	国民健康保険法第45条第5項			
	第43条第4項	医療法施行規則第21条第1項第2号			
	第44条第4項	医療法施行規則第21条の4第1項			
	第46条第3項	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第42条第3項第3号、第4号、第4項			
	第46条第4項	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第42条第4項			
	附則				
	第2項	医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			
	第3項	医療法施行規則第52条			
	第4項	医療法施行規則第51条			
	第5項	医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無					

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月30日
条例番号	平成25年静岡市 条例第28号	条例名	静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	令和3年3月11日	
所管課名	介護保険課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 介護保険法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項、第115条の4第1項、第2項</p> <p>第2条 介護保険法第8条の2第1項、第53条第1項、第2項第1号、第2号、第4項、第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項</p> <p>第3条第4項 介護保険法第118条の2第1項</p> <p>第50条の5第2項 介護保険法第115条の3第2項</p> <p>第50条の9 介護保険法施行規則第83条の9各号</p> <p>第50条の10 介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ、第1号ニ</p> <p>第50条の13第1項 介護保険法第53条第4項</p> <p>第54条の2第3項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第54条の8第3項 介護保険法第23条</p> <p>第54条の8第5項 国民健康保険法第45条第5項、介護保険法第176条第1項第3号</p> <p>第69条第2項 健康保険法第88条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項、第78条第1項</p> <p>第81条第2項 健康保険法第63条第1項、88条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項、第78条第1項</p> <p>第86条 介護保険法第8条の2第16項</p> <p>第90条第2項 健康保険法第63条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項</p> <p>第118条の2第4項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第118条の2第4項</p> <p>第120条の2第3項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第129条第2項 老人福祉法第20条の5</p> <p>第129条第4項 老人福祉法第20条の4、老人福祉法、医療法、介護保険法</p> <p>第132条第1項 建築基準法第2条第9号の2、第9号の3</p> <p>第132条第5項 老人福祉法</p> <p>第135条第3項 介護保険法第61条の3第1項、第2項第1号及び第2号、第4項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方</p>			

様式 5

第 155 条第 3 項	法に関する基準第 135 条第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 2 号、第 4 項、 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準第 155 条第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 155 条第 4 項
第 156 条	介護保険法第 129 条第 2 項
第 157 条第 4 項	介護保険法第 8 条第 2 項
第 164 条の 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項
第 166 条第 4 項	介護保険法
第 173 条第 1 項	介護保険法、平成 18 年旧介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号、医療法 第 7 条第 2 項第 4 号
第 174 条第 1 項	介護保険法、医療法
第 175 条	介護保険法施行令第 4 条第 2 項
第 176 条第 3 項	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、指 定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準第 190 条第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 4 項
第 184 条	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準第 198 条第 5 号、第 6 号
第 191 条第 1 項	介護保険法
第 192 条第 3 項	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 4 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運 営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準第 206 条第 3 項第 3 号、第 4 号、第 5 号
第 192 条第 4 項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準第 206 条第 4 項
第 194 条第 4 項	介護保険法第 8 条第 4 項
第 202 条第 1 項	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項
第 205 条第 7 項	建築基準法、消防法
第 213 条第 4 項	介護保険法第 8 条第 4 項
第 229 条第 7 項	建築基準法、消防法
第 232 条第 2 項	介護保険法第 41 条第 1 項、第 42 条の 2 第 1 項、第 54 条の 2 第 1 項、 第 115 条の 45 の 3 第 1 項
第 232 条第 3 項	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ、第 1 号ロ
第 237 条	介護保険法第 8 条の 2 第 10 項
第 238 条第 1 項	介護保険法施行令第 4 条第 1 項
第 250 条	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

様式 5

護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 278 条第 1 号

第 254 条 介護保険法第 8 条の 2 第 11 項

第 259 条第 1 項 介護保険法第 56 条第 3 項

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第29号	条例名	静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例		
制定年月日		平成25年3月8日	最終改正年月日		令和3年3月11日
所管課名		介護保険課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、下記「改正が必要な条項」以外は適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 介護保険法第115条の14第1項、第2項、</p> <p>第2条 介護保険法第8条の2第12項、第54条の2第1項、第2項第1号、第2号、第6項</p> <p>第3条第4項 介護保険法第118条の2第1項</p> <p>第4条 介護保険法第5条の2第1項</p> <p>第5条第1項 老人福祉法第20条の4、第20条の5</p> <p>第6条第2項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第6条第2項</p> <p>第9条第1項 介護保険法第8条第20項、第8条の2第15項</p> <p>第9条第2項 介護保険法第8条第25項、第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項、第58条第1項、</p> <p>第14条第2項 介護保険法第115条の13第2項</p> <p>第16条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第9号</p> <p>第18条 介護保険法施行規則第85条の2各号</p> <p>第19条 介護保険法施行規則第85条の2第1号ハ</p> <p>第21条第1項 介護保険法第54条の2第6項</p> <p>第22条第4項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第22条第4項</p> <p>第28条第3項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第36条第3項 介護保険法第23条</p> <p>第36条第5項 介護保険法第176条第1項第3号、国民健康保険法第45条第5項</p> <p>第39条第1項 介護保険法第115条の46第1項</p> <p>第44条第6項 医療法第7条第2項第4号</p> <p>第44条第10項 介護保険法第8条の2第16項</p> <p>第44条第11項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条第11項</p>				

様式 5

第 45 条第 1 項	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項
第 45 条第 3 項	老人福祉法第 20 条の 2 の 2、介護保険法第 8 条第 2 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 45 条第 3 項
第 46 条	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 46 条
第 52 条第 4 項	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 52 条第 4 項
第 54 条	介護保険法第 41 条第 10 項、第 54 条の 2 第 8 項、第 9 項
第 58 条	介護保険法第 117 条第 1 項
第 67 条	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 30 条第 1 号～第 28 号、第 31 条第 1 号～第 8 号
第 70 条	介護保険法第 8 条の 2 第 15 項
第 71 条第 6 項	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 70 条第 6 項
第 73 条	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 72 条
第 81 条第 3 項	介護保険法第 8 条第 2 項
「改正が必要な条項」	
第 72 条第 3 項	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 71 条第 2 項 → (正) 第 71 条第 3 項

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
なし	引用法令の改正により項がずれてしまったため。	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成27年静岡市 条例第6号	条例名	静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例		
制定年月日		平成27年3月20日	最終改正年月日		令和3年3月11日
所管課名		介護保険課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、下記「改正が必要な条項」以外は適正な条項が引用されていることを確認した。				
	<p>第1条 介護保険法第59条第1項第1号、第115条も24第1項、第2項</p> <p>第2条第3項 第58条第1項</p> <p>第2条第4項 介護保険法第46条第1項、第115条の46第1項、第118条の2第1項、 老人福祉法第20条の7の2、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律第51条の17第1項第1号</u></p> <p>第2条第6項 介護保険法第118条の2第1項</p> <p>第5条第2項 介護保険法第53条第1項</p> <p>第11条 介護保険法第58条第2項、第4項</p> <p>第13条 介護保険法第115の23条第3項、同法施行規則第140条の66第1号ロ</p> <p>第14条第1項 介護保険法第41条第10項、第53条第4項、第6項、第7項、国民健康 保険法第45条第5項</p> <p>第16条 介護保険法第24条第2項</p> <p>第26条第3項 介護保険法第23条</p> <p>第26条第5項 介護保険法第53条第1項、第54条の2第1項</p> <p>第26条第6項 介護保険法第176条第1項第3号</p> <p>第30条第1項 介護保険法第8条の2第2項</p> <p>第31条 介護保険法第18条第2号、第33条第2項、第33条の2第1項、第37 条第1項、第73条第2項、第115条の48第1項、第2項、第4項</p> <p>第32条 介護保険法第18条第1号、第115条の45</p> <p>第33条 介護保険法第58条第2項、第4項、第59条第3項</p> <p>「改正が必要な条項」</p> <p>第2条第3項 介護保険法第8条の2第18項 → (正) 第8条の2第16項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
有	引用法令の条項が誤っているため。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成27年静岡市 条例第7号	条例名	静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条	介護保険法第47条第1項第1号、第81条第1項、第2項			
	第2条第3項	介護保険法第8条第24項、法第41条第1項、第46条第1項			
	第2条第4項	介護保険法第58条第1項、第115条の46第1項、老人福祉法第20条の7の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号			
	第4条第2項	介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)			
	第11条第1項	介護保険法第46条第2項、第4項			
	第14条第1項	介護保険法第24条第2項、第28条第2項、第29条第1項、第37条第1項、第43条第2項、第73条第2項、第115条の23第3項、第115条の48第1項、第2項、第4項、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2、第18号の3			
	第15条第1項	介護保険法第41条第6項、第9項、第10項、国民健康保険法第45条第5項			
	第27条第3項	介護保険法第23条			
	第27条第5項	介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項			
第27条第6項	介護保険法第176条第1項第3号				
第31条第1項	介護保険法第46条第2項、第4項、第47条第3項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月30日	
条例番号	平成30年静岡市 条例第36号	条例名	静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成30年3月20日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	介護保険課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条第1項 介護保険法第111条第1項から第3項</p> <p>第2条第5項 介護保険法第118条の2第1項</p> <p>第4条第1項 介護保険法第111条第2項</p> <p>第5条第2項 臨床検査技師等に関する法律第2条、医療法施行規則第9条の7、第9条の7の3</p> <p>第6条第1項 医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項、第30条の27、建築基準法第2条第9号の2、9号の3、建築基準法施行令第123条第1項</p> <p>第10条第2項 介護保険法第73条第2項</p> <p>第12条第3項 介護保険法第8条第24項</p> <p>第14条第1項 介護保険法第48条第2項、第4項</p> <p>第14条第3項 介護保険法第51条の3第1項、第2項第1号、第2号、第4項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条第3項第3号、第4号</p> <p>第14条第4項 医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条第4項</p> <p>第17条第11項 介護保険法第28条第2項、第29条第1項</p> <p>第18条第1項 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第18条第5号、6号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項</p> <p>第30条第3項 介護保険法第8条第2項</p> <p>第33条第2項 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第33条第2項第4号</p> <p>第33条第3項 医療法第15条の3第1項第2号、第2項、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2、別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項、第2項、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項、高圧ガス保安法</p> <p>第38条第3項 介護保険法第23条</p>				

様式 5

- 第 38 条第 5 項 国民健康保険法第 45 条第 5 項、介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号
- 第 44 条第 4 項 介護保険法第 118 条の 2 第 1 項
- 第 45 条第 2 項 医療法施行規則第 9 条の 7 から第 9 条の 7 の 3
- 第 45 条第 4 項 医療法施行規則第 30 条、第 30 条の 4、第 30 条の 13、第 30 条の 14、第 30 条の 16、第 30 条の 17、第 30 条の 18（第 1 項第 4 号から第 6 号までを除く）、第 30 条の 19、第 30 条の 20 第 2 項、第 30 条の 21、第 30 条の 22、第 30 条の 23 第 1 項、第 30 条の 25、第 30 条の 26 第 3 項から第 5 項、第 30 条の 27、建築基準法施行令第 123 条第 1 項
- 第 46 条第 3 項 介護保険法第 46 条第 3 項、第 46 条第 4 項、51 条の 3 第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号
- 第 46 条第 4 項 介護保険法第 46 条第 4 項、
- 第 52 条第 4 項 介護保険法第 8 条第 2 項
- 附則
- 第 2 項 医療法第 7 条第 2 項第 4 号、老人福祉法第 20 条の 6
- 第 4 項 建築基準法第 2 条第 9 号
- 第 9 号 建築基準法第 2 条第 9 号

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月14日
条例番号	平成15年静岡 市条例第67号	条例名	静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和3年1月1日
所管課名	保険年金管理課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適切な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第3条第1項 国民健康保険法（昭和33年法律第192条。以下「法」という。）第57条の2</p> <p>第4条第1項 法第45条第4項</p> <p>附則 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
なし			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 7 月 24 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 68 号	条例名	静岡市国民健康保険事業基金条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 28 年 3 月 18 日
所管課名	保険年金管理課		
点検の概要	引用法令なし		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成16年静岡市条例第19号	条例名	静岡市国民健康保険条例		
制定年月日		平成16年3月25日	最終改正年月日	令和5年4月1日	
所管課名	保険年金管理課 国保料係				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。) <p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法(昭和22年法律第164号)・民法(明治29年法律第89号) <p>第4条第1項</p> <ul style="list-style-type: none">・法第58条第1項 <p>第4条第1項</p> <ul style="list-style-type: none">・健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(以下「健康保険法等」という。) <p>第5条第1項</p> <ul style="list-style-type: none">・法第58条第1項 <p>第5条第2項</p> <ul style="list-style-type: none">・健康保険法等、高齢者の医療の確保に関する法律 <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none">・政令第29条の7第1項第1号、第2号、第3号 <p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none">・法附則第7条第1項 <p>第10条</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項・同法附則第33条の2第5項、第35条の2の6第11項、第15項、第33条の3第5項第34条第4項・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項、第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第36条、第31条第1項・地方税法附則第35条第5項、第32条第1項、第35条の2第5項、第35条の3第15項、第35条の2の2第5項、第35条の2の6第15項、第35条の3第13項、第15項、第35条の4第4項、第35条の4の2第7項・外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項、第12条第5項、第16条第2項、第8条第4項、同法第12条第6項・租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律				

(昭和 44 年法律第 46 号。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項、同条第 12 項

- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項、第 314 条の 2 第 1 項、第 313 条第 9 項

第 11 条

- ・法第 6 条第 8 号

第 21 条

- ・民法第 142 条

第 22 条

- ・政令第 29 条の 7 の 2 第 1 項

2

- ・法第 6 条第 1 号から第 8 号

第 23 条 (1)

- ・地方税法第 314 条の 2 第 1 項、第 313 条第 3 項、第 4 項、第 5 項
- ・所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 57 条第 1 項、第 3 項、第 4 項
- ・地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項、第 35 条の 2 の 6 第 11 項、第 15 項、第 33 条の 3 第 5 項、第 34 条第 4 項、第 35 条第 5、第 35 条の 2 第 5 項、第 35 条の 3 第 15 項、第 35 条の 2 の 2 第 5、第 35 条の 2 の 6 第 15 項、第 35 条の 3 第 13 項、第 15 項、第 35 条の 4 第 4 項、第 35 条の 4 の 2 第 7 項
- ・外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2、第 8 条第 4 項
- ・租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項、第 12 項
- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号、第 1 項
- ・所得税法第 28 条第 1 項、第 3 項、第 1 項
- ・地方税法第 314 条の 2 第 1 項
- ・所得税法第 35 条第 3 項、第 4 項
- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号

(2)

- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号

(3)

- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号

2 (1)

- ・地方税法第 314 条の 2 第 1 項
- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号

(2)

- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号

(3)

- ・地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号、第 23 条の 2 第 3 項
- ・雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号
同令第 19 条第 3 項

第 26 条

2 (1)

- ・所得税法第 2 条第 1 項第 37 号

様式 5

(2)

・静岡市税条例(平成 15 年静岡市条例第 102 号)第 26 条

(3)

・地方税法第 317 条の 6 第 1 項、第 4 項

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月14日	
条例番号	平成17年静岡市条例第179号	条例名	蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例		
制定年月日		平成17年12月15日	最終改正年月日	—	
所管課名		保険年金管理課			
点検の概要		以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条第1項 国民健康保険条例（以下「静岡市条例」という。） 第3条第1項 静岡市条例 第6条第1項 静岡市条例			
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
あり	合併から10年以上経過しており条例適用案件がない			条例廃止予定	

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月14日	
条例番号	平成20年静岡市条例66号	条例名	由比町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例		
制定年月日		平成20年10月3日	最終改正年月日	—	
所管課名		保険年金管理課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条第1項 国民健康保険条例（以下「静岡市条例」という。） 第3条第1項 静岡市条例 第6条第1項 静岡市条例				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
あり	合併から10年以上経過しており条適用案件がない			条例廃止予定	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月24日
条例番号	平成15年静岡 市条例107号	条例名	静岡市国民健康保険診療所条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成31年10月1日
所管課名	保険年金管理課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第5条第1項 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号及び第2号		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月21日	
条例番号	平成20年静岡市条例13号	条例名	静岡市後期高齢者医療に関する条例		
制定年月日		平成20年3月21日	最終改正年月日	令和3年1月1日	
所管課名		保険年金管理課			
点検の概要	<p>条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第34号)</p> <p>第2条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条</p> <p>(1) 法第137条第1項 (2) 法第138条第1項 (3) 広域連合条例第2条第1項 (4) 広域連合条例第11条 (5) 広域連合条例第12条 (6) 広域連合条例第12条 (7) 広域連合条例第13条 (8) 広域連合条例第13条 (9) 広域連合条例第14条第1項 (10) 広域連合条例附則第5条第1項</p> <p>第3条</p> <p>(2) 法第55条第1項 (3) 法第55条第2項第1号 (4) 法第55条第2項第2号 (5) 法第55条の2第1項</p> <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項</p> <p>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号)第17条及び第17条の2</p> <p>第9条 法第110条 介護保険法(平成9年法律第123号)第139条第2項及び第3項 地方税法第17条の4</p>				

第 10 条 法第 110 条

介護保険法第 139 条第 2 項

第 11 条 地方税法第 15 条の 7 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項

第 14 条 法第 137 条第 2 項

2 項 他法第 4 章

附 則

2 法第 52 条各号

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)

国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)

地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

4 由比町後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年由比町条例第 4 号)

6 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月14日
条例番号	平成17年静岡 市条例180号	条例名	蒲原町高額医療費資金貸付条例の経過措置を定める条例
制定年月日		平成17年12月15日	最終改正年月日 —
所管課名	保険年金管理課		
点検の概要	条項中に引用法令がないことを確認した。		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
あり	合併から10年以上経過しており条例適用案件がない	条例廃止予定	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 30 日
条例番号	平成 31 年静岡 市条例第 99 号	条例名	静岡市がん対策推進条例
制定年月日	平成 31 年 3 月 20 日	最終改正年月日	—
所管課名	保健衛生医療課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条第 1 項 がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号） 静岡県がん対策推進条例（平成 26 年静岡県条例第 93 号） 第 8 条 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
なし	社会情勢に適合しているとともに、適切な引用がなされているため		

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和 5 年 8 月 30 日
条例番号	平成 28 年静岡 市条例第 22 号	条例名	静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関する条例	
制定年月日	平成 28 年 3 月 18 日	最終改正年月日	—	
所管課名	保健衛生医療課			
点検の概要	<p>(例) 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項</p> <p>第 2 条 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年静岡市条例第 42 号)による改正前の静岡市病院事業の設置等に関する条例(平成 15 年静岡市条例第 172 号)第 2 条第 2 項</p>			
点検結果				
改正等の必要	理由	特記事項		
なし	適切な引用がされているため			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	
条例番号	平成 27 年静岡 市条例第 114 号	条例名	地方独立行政法人静岡市立静岡病院の重要な財産を定める条例
制定年月日	平成 27 年 12 月 15 日	最終改正年月日	—
所管課名	保健衛生医療課		
点検の概要	<p>(例) 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 地方独立行政法人法第 6 条第 4 項及び第 44 条第 1 項</p> <p>第 2 条 地方独立行政法人法第 6 条第 4 項、地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項</p> <p>第 3 条 地方独立行政法人法第 44 条第 1 項</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
なし	適切な引用がなされており、法や現状に合致した内容となっているため。		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月28日	
条例番号	平成16年静岡市 条例第94号	条例名	静岡市こころの健康センター条例		
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	平成31年3月20日		
所管課名	こころの健康センター				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	条項	引用法令			
	第1条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項			
	第3条(5)	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項			
	第3条(6)	・障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項 ・同法第51条の7第2項 ・同法第22条第1項 ・同法第51条の7第1項			
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要					

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月18日
条例番号	平成15年静岡市条例第164号	条例名	静岡市感染症診査協議会条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成19年3月20日
所管課名	保健所保健予防課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、静岡市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月18日
条例番号	平成15年静岡市条例第161号	条例名	静岡市保健所設置条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年3月15日
所管課名	保健所保健予防課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 静岡市は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第168号	条例名	と畜場法施行令第1条第11号に規定する一般と畜場の構造設備の 基準を定める条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日		
所管課名	食品衛生課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 前文中 と畜場法施行令 第1条第11号				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	令和3年静岡市 条例第3号	条例名	静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例		
制定年月日	令和3年3月11日	最終改正年月日	令和3年3月11日		
所管課名	食品衛生課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条中 第2条第1項中 第3条中 食品衛生法施行令 第8条第1項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 17 日	
条例番号	平成 15 年 4 月 1 日 条例第 277 号	条例名	静岡市青少年研修センター条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 22 年 3 月 24 日	
所管課名	青少年育成課			
点検の概要	<p>(例) 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第〇条第〇項 ・・・</p> <p>第 5 条・・・国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)</p>			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
無し	適正な引用がされているため			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 30 日
条例番号	平成 18 年 条例第 84 号	条例名	静岡市適応指導教室条例
制定年月日	平成 18 年 7 月 25 日	最終改正年月日	平成 30 年 7 月 10 日
所管課名	青少年育成課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 2 条・・・学校教育法第 1 条		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無し	適正な引用がされているため		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 16 日
条例番号	平成 20 年条例 第 69 号	条例名	静岡市浜石野外センター条例
制定年月日	平成 20 年 10 月 3 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日
所管課名	青少年育成課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 別表（第 6 条関係） 備考 3・・・学校教育法第 124 条、第 134 条第 1 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無し	適正な引用がされているため		

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和 5 年 8 月 25 日
条例番号	平成 15 年 条例第 99 号	条例名	静岡市青少年国際親善交流基金条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	—	
所管課名	青少年育成課			
点検の概要	法令引用無し			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
無し	適正に機能しているため			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成26年静岡市 条例第106号	条例名	静岡市立こども園条例		
制定年月日	平成26年7月3日	最終改正年月日	令和5年7月11日		
所管課名	子ども未来局こども園課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	【第1条】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項 【第3条第1号】 子ども・子育て支援法第20条第1項 子ども・子育て支援法第20条第3項 【第4条】 子ども・子育て支援法第19条第1項 【第6条】 子ども・子育て支援法第19条第1項 【第12条第1号】 子ども・子育て支援法第20条第1項 子ども・子育て支援法第20条第3項 子ども・子育て支援法第27条第3項第1号 子ども・子育て支援法第29条第3項第1号 子ども・子育て支援法第30条第2項第4号				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成27年静岡市 条例第19号	条例名	静岡市待機児童園条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	令和元年8月22日		
所管課名	子ども未来局こども園課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 【第1条】 子ども・子育て支援法第27条第1項 子ども・子育て支援法第29条第1項 【第3条第1号】 児童福祉法第6条の3第7項 【第3条第2号】 児童福祉法第6条の3第10項 【第4条第1項第1号】 子ども・子育て支援法第20条第1項 子ども・子育て支援法第20条第3項 子ども・子育て支援法第20条第4項 子ども・子育て支援法第27条第1項 子ども・子育て支援法第29条第1項 【第4条第1項第2号】 子ども・子育て支援法第29条第1項 【第7条第2号】 子ども・子育て支援法第20条第3項 【第13条第1項第1号】 子ども・子育て支援法第20条第3項 子ども・子育て支援法第29条第3項第2号 【第13条第1項第2号】 子ども・子育て支援法第29条第3項第1号				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月3日	
条例番号	平成27年静岡市 条例第10号	条例名	静岡市いじめ防止再調査委員会条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日			
所管課名	子ども家庭課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項 第2条 同法第28条第1項 第8条 静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第2条第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	引用法令について、適正な条項が引用されていることを確認できたため。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月16日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第152号	条例名	静岡市交通遺児等福祉手当条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年4月1日		
所管課名	子ども家庭課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第2条第3項第2号 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号 同項2号 同項3号</p> <p>第2条第3項第3号 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項</p> <p>第2条第4項 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表</p> <p>第3条第1項第1号 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）</p> <p>第3条第2項第1号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号 同法第27条の2第1項</p> <p>第3条第2項第2号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
不要	引用法令について、適正な条項が引用されていることを確認できたため。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	2023/08/29
条例番号	平成 16 年静岡 市条例第 89 号	条例名	静岡市児童相談所設置条例
制定年月日	平成 16 年 12 月 22 日	最終改正年月日	平成 20 年 3 月 21 日
所管課名	子ども未来局児童相談所		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 静岡市は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の規定に基づき児童相談所を設置する。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無	適正な条項が引用されていることが確認できたため。		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月15日			
条例番号	平成15年静岡市 条例第186号	条例名	静岡市勤労者福祉センター条例			
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和元年10月1日			
所管課名	商業労政課					
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。					
	<p>(休館日)</p> <p>第5条 センターの休館日は、<u>次の表</u>のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td>静岡市北部勤労者 福祉センター</td><td>(1) 日曜日(毎月の第1日曜日及び第3日曜日を除く。) (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 12月28日から翌年の1月5日までの日</td></tr></tbody></table> <p>(以下略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 センターの管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u>の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。</p>			名称	休館日	静岡市北部勤労者 福祉センター
名称	休館日					
静岡市北部勤労者 福祉センター	(1) 日曜日(毎月の第1日曜日及び第3日曜日を除く。) (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 12月28日から翌年の1月5日までの日					
点検結果						
改正等の必要	理由	特記事項				
なし	引用法令を確認した結果、適切であったため					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成25年静岡市 条例第33号	条例名	静岡市良好な商業環境の形成に関する条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	—		
所管課名	経済局 商工部 商業労政課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>静岡市商業の振興に関する条例(平成23年静岡市条例第4号)第12条</u>の規定に基づき、以下略。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 商業施設 一の建物(<u>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項</u>の一の建物をいう。)であって、その全部又は一部が小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供されるものをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 設計等 <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第3号</u>の開発行為に関する設計若しくは<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(第87条第1項)</u>において準用する場合を含む。)の規定による確認(<u>第6条の2第1項</u>の規定によりみなされる場合を含む。)の申請に係る計画の作成又はこれらに類する行為(商業施設の建築等のうち建物の用途を変更し、又は建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分を増加させる行為に係るものに限る。)をいう。</p> <p>(良好な商業環境の形成に関する指針)</p> <p>第6条 市長は、良好な商業環境の形成を図るため、市の総合計画、<u>静岡市商業の振興に関する条例第9条第1項</u>の基本計画及び市の都市計画等に関する基本的な計画との整合を図りながら、商業施設の建築等を良好な商業環境の形成に関する市の施策に適</p>				

様式 5

合させるための指針(以下「指針」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、指針を策定し、又は変更しようとするときは、静岡市商業の振興に関する条例第14条第1項に基づく静岡市商業振興審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための措置を講じなければならない。

3 市長は、指針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(商業施設の構想の届出)

第7条 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域内において次に掲げる商業施設の建築等を行おうとする者は、当該商業施設の建築等の設計等に着手する前に、商業施設の位置、おおむねの規模、主な用途及び建築等の時期(以下「商業施設の構想」という。)を定め、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第18条 次に掲げる商業施設の建築等については、第7条から第16条までの規定は、適用しない。

- (1) 軽微な商業施設の建築等として規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う商業施設の建築等
- (3) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う商業施設の建築等(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、現に都市計画法第30条第1項第3号の規定による開発行為に関する設計を記載した申請書の提出、建築基準法第6条第1項(第87条第1項)において準用する場合を含む。)の規定による確認(第6条の2第1項の規定によりみなされる場合を含む。)の申請書の提出又は大規模小売店舗立地法第5条第1項、同法第6条第2項若しくは同法附則第5条第1項の規定による届出がなされている商業施設の建築等については、この条例の規定は適用しない。

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
なし	引用法令を確認した結果、適切であったため	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成23年静岡市 条例第4号	条例名	静岡市商業の振興に関する条例		
制定年月日	平成23年3月22日	最終改正年月日	—		
所管課名	経済局 商工部 商業労政課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、1点の改正漏れを確認した。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 商業者等 市内において、小売業、サービス業その他の商業を営む個人又は法人その他の団体及び<u>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項</u>の大規模小売店舗（以下「大型店」という。）を設置する個人又は法人をいう。</p> <p>(2) 商店街団体 <u>商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）</u>に規定する商店街振興組合、<u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号</u>の事業協同組合（商業に係るものに限る。）その他商店街の活性化を目的として商業者等が組織する団体又はこれらの連合体で、市内において事業又は活動を行うものをいう。</p> <p>(3) 地域経済団体 <u>商工会議所法（昭和28年法律第143号）</u>に規定する商工会議所、<u>商工会法（昭和35年法律第89号）</u>に規定する商工会、<u>中小企業等協同組合法第70条</u>の都道府県中小企業団体中央会又は<u>中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第51条第1項（正しくは、第61条1項）</u>の中心市街地整備推進機構で、市内において事業を行うものをいう。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
あり	引用法令の改正時に本条例の条ずれを改正していなかったため。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月29日	
条例番号	令和2年静岡市 条例第21号	条例名	静岡市中央卸売市場業務条例		
制定年月日	令和2年3月19日	最終改正年月日			
所管課名	中央卸売市場				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条（目的） （この条例は）<u>卸売市場法第4条第4項に定める事項</u>（中略）について定める事項（中略）について定め、（中略）市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>下線部の引用法令の当該条項は、「業務規程として定める事項」を列挙している。 一方、当業務条例は、国への中央卸売市場認定申請書に、「業務規程」として添付するものであり、「業務条例 = 業務規程」である。</p> <p>更に、条例中の第2章から第4章の中で、卸売市場内での業務の方法や、各業者の遵守すべき事項を定めており、それは引用法令の<u>卸売市場法第4条第4項第2号</u>に挙げている内容である。このため、業務条例第1条と引用法令（卸売市場法第4条第4項）は、それぞれ適正に対応している。</p> <p>第7条第1項 <u>卸売市場法第2条第4項</u>に規定する卸売業者・・・ 下線部引用法令（卸売市場法）の当該条項で「卸売業者」を定義しているので、業務条例と引用法令は、適正に対応している。</p> <p>第7条第2項第7号 <u>静岡市暴力団排除条例第2条第1号</u>に規定する暴力団 <u>静岡市暴力団排除条例第2条第3号</u>に規定する暴力団員</p> <p>第7条第2項第8号 <u>静岡市暴力団排除条例第6条第2項</u>に規定する暴力団員の配偶者 下線部引用法令（静岡市暴力団排除条例）の各条項で、暴力団、暴力団員、暴力団の配偶者が、それぞれ規定されているので、業務条例と引用法令（静岡市暴力団排除条例）は適正に対応している。</p>				

様式 5

第 20 条第 1 項

卸売市場法第 2 条第 5 項に規定する仲卸業者

下線部引用法令（卸売市場法）の当該条項で「仲卸業者」を定義しているので、業務条例と引用法令は、適正に対応している。

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
なし		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 7 月 31 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 210 号	条例名	静岡市漁港荷さばき所建設事業分担金徴収条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	-
所管課名	水産漁港課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条第 1 項 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 224 条		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月31日
条例番号	平成15年静岡市条例第211号	条例名	静岡市漁港管理条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年4月1日
所管課名	水産漁港課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第26条 第3条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第27条第1項 第6条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第39条第5項 第7条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第39条第1項 第11条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第3条各号 第12条第1項第1号 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第39条第5項 第13条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第39条第5項 第18条第1項 漁港漁場整備法（昭和25年法律137号）第39条第1項 第24条第1項 地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第3項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
有	漁港漁場整備法について、法律名の改正有（公布日5月26日、施行日未確定）		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 7 月 31 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 251 号	条例名	静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 10 月 1 日
所管課名	水産漁港課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条第 1 項 海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 11 条 第 2 条第 1 項 海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 7 条第 1 項 第 2 条第 1 項 海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 8 条第 1 項第 1 号 第 6 条第 4 項 海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項第 1 号		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月2日
条例番号	平成15年静岡 市条例第84号	条例名	静岡市森林環境基金条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	改正なし
所管課名	中山間地振興課		
点検の概要	当該条例については、引用法令がないことを確認した。		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 28 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 88 号	条例名	静岡市農村活性化活動支援基金条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 18 年 3 月 31 日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	当該条例中には引用法令がないことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月31日	
条例番号	平成27年静岡市 条例第13号	条例名	静岡市オクシズ地域おこし条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日			
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第16条 市は、オクシズの振興に関する施策の実施に当たっては、静岡市環境基本条例(平成16年静岡市条例第34号)に基づく環境基本計画、市が別に定める南アルプスユネスコエコパーク(国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域として登録された南アルプスの地域をいう。)の管理運営に関する計画等との整合を図るものとする。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第191号	条例名	静岡市温泉条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和元年10月1日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 温泉 <u>温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項</u>の温泉をいう。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 26 日																		
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 192 号	条例名	静岡市温泉浴場条例																			
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	令和元年 10 月 1 日																			
所管課名	中山間地振興課																					
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。																					
	第 1 条 静岡市は、市民の健康と福祉の増進及び地域の振興に寄与するため、 <u>公衆浴場法</u> (昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する温泉を使用した公衆浴場(以下「温泉浴場」という。)を設置する。																					
	第 3 条 温泉浴場の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、第 9 条第 1 項の規定による指定を受けて温泉浴場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。																					
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th colspan="2">利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>口坂本温泉浴場</td><td colspan="2" rowspan="2">午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで</td></tr><tr><td>湯ノ島温泉浴場</td></tr><tr><td rowspan="2">梅ヶ島新田温泉浴場</td><td>4 月 1 日から 11 月末日まで</td><td>午前 9 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで</td></tr><tr><td>12 月 1 日から翌年の 3 月末日まで</td><td>午前 9 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで</td></tr><tr><td rowspan="2">清水西里温泉浴場</td><td>火曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)</td><td>午前 9 時 30 分から 午後 6 時まで</td></tr><tr><td>土曜日、日曜日及び休日</td><td>午前 9 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで</td></tr></tbody></table>					名称	利用時間		口坂本温泉浴場	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで		湯ノ島温泉浴場	梅ヶ島新田温泉浴場	4 月 1 日から 11 月末日まで	午前 9 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	12 月 1 日から翌年の 3 月末日まで	午前 9 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	清水西里温泉浴場	火曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)	午前 9 時 30 分から 午後 6 時まで	土曜日、日曜日及び休日	午前 9 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで
	名称	利用時間																				
	口坂本温泉浴場	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで																				
	湯ノ島温泉浴場																					
	梅ヶ島新田温泉浴場	4 月 1 日から 11 月末日まで	午前 9 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで																			
12 月 1 日から翌年の 3 月末日まで		午前 9 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで																				
清水西里温泉浴場	火曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)	午前 9 時 30 分から 午後 6 時まで																				
	土曜日、日曜日及び休日	午前 9 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで																				
第 9 条 温泉浴場の管理は、 <u>地方自治法</u> (昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。																						
点検結果																						
改正等の必要	理由			特記事項																		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日																
条例番号	平成15年静岡市 条例第194号	条例名	静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例																	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和元年10月1日																	
所管課名	中山間地振興課																			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。																			
	第13条 コンヤの里の管理は、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u> の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。																			
	別表(第8条、第13条関係)																			
	(平17条例142・平31条例62・一部改正)																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">テニスコート利用料金の限度額</td> <td>土曜日、日曜日及び<u>国民の祝日</u></td> <td rowspan="3">1面につき1利用区分帯ごと</td> <td rowspan="2">2,090円</td> </tr> <tr> <td><u>日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日の場合</td> </tr> <tr> <td>上記以外の日の場合</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照明施設利用料金の限度額</td> <td>1利用区分帯ごと</td> <td>1,040円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	金額	テニスコート利用料金の限度額	土曜日、日曜日及び <u>国民の祝日</u>	1面につき1利用区分帯ごと	2,090円	<u>日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日の場合	上記以外の日の場合	1,570円	照明施設利用料金の限度額		1利用区分帯ごと	1,040円
区分		単位	金額																	
テニスコート利用料金の限度額	土曜日、日曜日及び <u>国民の祝日</u>	1面につき1利用区分帯ごと	2,090円																	
	<u>日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日の場合																			
	上記以外の日の場合		1,570円																	
照明施設利用料金の限度額		1利用区分帯ごと	1,040円																	
点検結果																				
改正等の必要	理由			特記事項																

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月26日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第195号	条例名	静岡市日影沢親水園条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和元年10月1日	
所管課名	中山間地振興課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第4条 第2条第1号の釣池(以下「釣池」という。)は、月曜日(当日が<u>国民の祝日に関する法律</u>(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)を休業日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>第9条 親水園の管理は、<u>地方自治法</u>(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。</p>			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第197号	条例名	静岡市リバウエル井川リフト条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和元年10月1日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第2条 静岡市リバウエル井川リフト(以下「リフト」という。)の開設日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる期間における日曜日、土曜日及び<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第198号	条例名	静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年4月1日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第15条 オートキャンプ場の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u>の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第350号	条例名	静岡市都市山村交流センター条例		
制定年月日	平成15年12月24日	最終改正年月日	令和元年10月1日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)</p> <p>第16条 交流センターの管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u>の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日	
条例番号	平成20年静岡市 条例第54号	条例名	静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例		
制定年月日	平成20年7月3日	最終改正年月日	令和元年10月1日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第11条 白樺荘の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u>の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>(注) この表において「特定日」とは、4月1日から7月31日まで、9月1日から10月31日まで及び12月1日から翌年の3月31日までの期間における火曜日(当日が<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)をいう。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月26日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第206号	条例名	静岡市清水営農飲雑用水施設条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和元年10月1日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	当該条例中には引用法令がないことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月15日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第207号	条例名	静岡市林業センター条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成31年3月20日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第4条 林業センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日</p> <p>(3) 12月26日から翌年の1月5日までの日</p> <p>(平17条例152・追加、平22条例24・一部改正)</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 26 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 208 号	条例名	静岡市清水森林公園条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 18 年 4 月 1 日		
所管課名	中山間地振興課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第 6 条 黒川キャンプ場の休業日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 5 日までの日とする。 2 んく森の家及び管理センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日(当日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)</u> に規定する休日 (以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日) 第 13 条 施設の管理は、 <u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項</u> の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月28日
条例番号	平成18年静岡市規則第237号	条例名	静岡市高山・市民の森学習展示施設の管理に関する規則
制定年月日	平成18年12月1日	最終改正年月日	改正なし
所管課名	中山間地振興課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第3条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日(当日が<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日に当たるときを除く。)</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 234 号	条例名	静岡市違法駐車等の防止に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 22 年 2 月 25 日		
所管課名	交通政策課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 2 条 (1) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号 (2) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 44 条、 第 45 条第 1 項、第 2 項、 第 47 条第 2 項、第 3 項、 第 48 条、 第 49 条の 3 第 3 項 自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 37 年法律第 145 号) 第 11 条第 1 項、第 2 項</p> <p>第 7 条 (2) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 49 条第 1 項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 25 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 235 号	条例名	静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 20 年 10 月 3 日
所管課名	交通政策課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 2 条 (1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号及び同項第 11 号の 2</p> <p>第 2 条 (2) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 2 条第 4 号</p> <p>第 9 条第 1 項 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号</p> <p>第 23 条第 1 項 都市計画法第 7 条</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 236 号	条例名	静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 17 年 12 月 15 日		
所管課名	交通政策課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 2 条 (1) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 号 (3) 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) 第 20 条第 1 項 (5) 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) 第 20 条第 1 項</p> <p>第 3 条 (1) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号 (2) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号 (3) 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) 第 20 条第 2 項</p> <p>第 6 条 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) 第 20 条の 2</p> <p>第 11 条 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 85 条</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 25 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 237 号	条例名	静岡市駐車場条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	令和 2 年 12 月 18 日
所管課名	交通政策課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 6 条第 1 項 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条</p> <p>第 6 条第 2 項 （1）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条 （2）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条、道路運送車両法第 2 条第 3 項</p> <p>第 17 条の 2 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の 2 第 1 項 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の 3</p> <p>第 18 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 25 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 238 号	条例名	静岡市自転車等駐車場条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	令和 3 年 12 月 15 日
所管課名	交通政策課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 2 条 (1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 (2) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 3 項 (3) 道路交通法第 3 条</p> <p>第 17 条 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の 2 第 1 項、同法第 24 条の 3</p> <p>第 19 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月25日	
条例番号	平成20年静岡市 条例第14号	条例名	静岡市自家用有償旅客運送自動車条例		
制定年月日	平成20年3月21日	最終改正年月日	令和元年7月9日		
所管課名	交通政策課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号</p> <p>第5条第2項 （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項 （2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項 （3）療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達）</p> <p>別表第1（第4条関係） 備考（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 25 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 239 号	条例名	静岡ヘリポート条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日
所管課名	交通政策課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 19 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月15日
条例番号	令和2年静岡市 条例第 80号	条例名	静岡市あさはた緑地交流広場条例	
制定年月日	令和2年10月9日	最終改正年月日		
所管課名	都市局都市計画部緑地政策課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第1項・・・引用法令【都市公園法】第5条第1項 <li style="padding-left: 150px;">" 第6条第1項 <li style="padding-left: 150px;">" 第6条第3項 ・第18条第1項・・・引用法令【地方自治法】第244条の2第3項 			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
なし				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月2日	
条例番号	平成27年静岡市 条例第14号	条例名	静岡市みどり条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	平成27年3月20日		
所管課名	都市局都市計画部緑地政策課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第7条 都市計画法、都市緑地法、景観法 第8条第1項 都市緑地法 第4条第1項 第9条第1項 都市緑地法 第34条第1項 第10条第1項 都市計画法 第5条第1項 第23条 都市緑地法 第45条第1項 第30条第2項 行政手続条例 第3章第3節 附則2 建築基準法 第6条第1項、第18条第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月22日
条例番号	平成15年静岡 市条例第231号	条例名	静岡市都市公園条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年4月1日
所管課名	緑地政策課		
点検の概要	<p>(例) 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条第1項 この条例は、<u>都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、市が設置する都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条第2項 <u>法第3条第1項</u>の条例で定める基準は、<u>次条及び第2条の4</u>に定めるところによる。</p> <p>第2条第5項 <u>法第4条第1項本文</u>の条例で定める割合は、100分の2とする。</p> <p>第2条第6項第1号 <u>法第5条の9第1項</u>の規定により読み替えて適用する<u>法第4条第1項ただし書</u>に規定する公募対象公園施設を設ける場合における<u>同項ただし書</u>の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>法第4条第1項本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>第2条第6項第2号 <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)</u>第6条第1項第1号に掲げる場合に関する<u>法第4条第1項ただし書</u>の条例で定める範囲は、<u>同号</u>に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>同項本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>第2条第6項第3号 <u>政令第6条第1項第2号</u>に掲げる場合に関する<u>法第4条第1項ただし書</u>の条例で定める範囲は、<u>同号</u>に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として<u>同項本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>第2条第6項第4号 <u>政令第6条第1項第3号</u>に掲げる場合に関する<u>法第4条第1項ただし書</u>の条例で定める範囲は、<u>同号</u>に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度とし</p>		

様式 5

て同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2条第6項第5号

政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2条第7項

政令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

第3条

公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第2項による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

第4条第1項

公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

第7条第3項（表中）

(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

第8条第1項

東御門・巽櫓等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

第9条

法第5条第1項の規定による条例で定める公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

第14条

法第6条第2項の規定による条例で定める公園の占用の許可の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

第16条

様式 5

法第6条第3項ただし書の規定による条例で定める軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

第17条第1項

法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、使用料施設について第6条第1項の規定による許可を受けた者は別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

第18条第1号

法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は使用料施設について第6条第1項の規定による許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由で利用等ができなかったとき。

第20条

利用者等(法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、その権利を譲渡し、又は利用等をしている土地、物件を転貸し、若しくは他人に利用等をさせてはならない。

第23条の2第1項

法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

第23条の2第2項

法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

第23条の3第1項

法第27条第6項に規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

第23条の3第2項

法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第23条の4

市長は保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この

様式 5

条において同じ。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者に氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第 25 条第 4 号

法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

第 26 条

第 3 条から前条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

附則第 4 項

蒲原町の編入の日(次項及び附則第 6 項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町都市公園条例(昭和 60 年蒲原町条例第 18 号。以下この項から附則第 6 項までにおいて「編入前の条例」という。)第 3 条に規定する法第 6 条の規定による許可又は編入前の条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者に係る占用料又は使用料については、当該許可の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

附則第 7 項

由比町の編入の日(次項及び附則第 9 項において「編入日」という。)の前日までに、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は編入前の由比町都市公園条例(平成 6 年由比町条例第 2 号。以下この項から附則第 9 項までにおいて「編入前の条例」という。)第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による由比町長の許可を受けた者に係る使用料については、当該許可の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
なし		

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月2日
条例番号	平成16年静岡 市条例第96号	条例名	静岡市風致地区条例	
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	平成29年3月10日	
所管課名	緑地政策課			
点検の概要	<p>1. 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項</p> <p>第2条第1項第7号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項</p> <p>第3条第1項第1号 道路法（昭和27年法律第180号）</p> <p>第3条第1項第2号及び第2号 道路運送法（昭和26年法律第183号）</p> <p>第3条第1項第3号 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）</p> <p>第3条第1項第4号 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項、同法第100条第1項</p> <p>第3条第1項第5号 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項</p> <p>第3条第1項第6号 砂防法（明治30年法律第29号）</p> <p>第3条第1項第7号 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）</p> <p>第3条第1項第8号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）</p> <p>第3条第1項第9号 森林法（昭和26年法律第249号）第41条</p> <p>第3条第1項第11号 森林法第5条</p> <p>第3条第1項第12号 土地改良法（昭和24年法律第195号）</p> <p>第3条第1項第15号 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）</p> <p>第3条第1項第16号 軌道法（大正10年法律第76号）</p> <p>第3条第1項第17号 海岸法（昭和31年法律第101号）</p> <p>第3条第1項第18号 航路標識法（昭和24年法律第99号）</p> <p>第3条第1項第19号 港則法（昭和23年法律第174号）</p> <p>第3条第1項第20号 航空法（昭和27年法律第231号）、同法第96条</p> <p>第3条第1項第23号 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号、同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号</p> <p>第3条第1項第25号 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）</p> <p>第3条第1項第27号 放送法（昭和25年法律第132号）</p> <p>第3条第1項第28号 電気事業法（昭和39年法律第170号）</p>			

様式 5

第3条第1項第29号
 ガス事業法（昭和29年法律第51号）

第3条第1項第30号
 水道法（昭和32年法律第177号）
 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）
 下水道法（昭和33年法律第79号）

第3条第1項第31号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第3条第1項第32号
 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、同法第78条第1項、同法第92条第1項、
 同法第109条第1項、同法第110条第1項、同法第143条第1項

第3条第1項第33号
 都市公園法（昭和31年法律第79号）

第3条第1項第34号
 自然公園法（昭和32年法律第161号）

第3条第1項第35号
 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項

2. 以下の条項中の引用法令について、当該法令の名称変更または廃止が判明した。

第3条第1項第22号
 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロ
 に掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

※漁港漁場整備法は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和5年5月26日法律第34号）」に名称
 変更。施行日未定？

※引用条目（第3条第1号、同条第2号イ及びロ）に変更なし

第3条第1項第26号
 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路又
 は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

※有線放送電話に関する法律は、放送法の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第2条に
 より廃止。

※「有線放送電話業務」の現行法上の位置づけが不明。電気通信事業法第2条？

※有線放送電話・・・農協、漁協、市町村等の地域団体が設置する地域内の固定電話兼放送設備

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
有	引用法令の廃止のため	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 14 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 240 号	条例名	静岡市建築審査会条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 28 年 3 月 18 日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ <u>適正な</u> 条項が引用されていることを確認した。				
	第 1 条 【引用法令】建築基準法第 83 条 第 4 条 【引用法令】建築基準法第 44 条第 2 項、第 94 条第 1 項 マンション建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 2 項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月14日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第241号	条例名	静岡市建築協定条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年12月15日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ<u>適正な</u>条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 【引用法令】建築基準法第69条、第4章</p> <p>第2条 【引用法令】土地区画整理法第98条第1項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年7月14日
条例番号	平成23年静岡市 条例第29号	条例名	静岡市大規模集客施設制限地区建築条例
制定年月日	平成23年7月7日	最終改正年月日	平成30年2月16日
所管課名	建築指導課		
点検の概要	<p>1. 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ不適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第4条第1項</p> <p>【引用法令】(誤) 建築基準法施行令第137条の18第2項 (正) 建築基準法施行令第137条の19第2項 理由：平成27年6月1日の施行令改正による条ずれへの未対応</p> <p>第5条</p> <p>【引用法令】(誤) 建築基準法施行令第137条の18第2項、第3項 (正) 建築基準法施行令第137条の19第2項、第3項 理由：平成27年6月1日の施行令改正による条ずれへの未対応</p> <p>2. 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条</p> <p>【引用法令】建築基準法第49条第1項</p> <p>第3条第1項</p> <p>【引用法令】建築基準法別表第2(カ)項</p> <p>第3条第2項</p> <p>【引用法令】建築基準法別表第2(カ)項</p> <p>第4条第1項</p> <p>【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号、第52条第1項、第2項、第7項、第53条、別表第2(カ)項</p> <p>第4条第2項</p> <p>【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号</p> <p>第4条第3項</p> <p>【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号、別表第2(カ)項</p> <p>第5条</p> <p>【引用法令】建築基準法第87条第3項</p> <p>第7条</p> <p>【引用法令】建築基準法第87条第2項</p>		
	点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項	
必要	平成27年6月1日の建築基準法施行令改正に伴う条ずれに、未対応の条文が確認されたため	平成30年2月16日の条例改正の際に、引用法令の条ずれの修正漏れがあった。	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月14日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第242号	条例名	静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成30年2月16日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ<u>適正な</u>条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 【引用法令】建築基準法第49条第1項、第50条</p> <p>第3条 【引用法令】建築基準法第28条、第35条</p> <p>第4条 【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号、第52条第1項から第9項、第53条</p> <p>第5条 【引用法令】建築基準法第87条第2項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月14日	
条例番号	平成18年静岡市 条例第8号	条例名	静岡市蒲原特別工業地区建築条例		
制定年月日	平成18年2月24日	最終改正年月日	平成30年2月16日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ<u>適正な</u>条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 【引用法令】建築基準法第49条第1項、第50条</p> <p>第3条 【引用法令】建築基準法第28条、第35条、別表第2（ぬ）項</p> <p>第4条 【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号、第52条第1項から第8項、第53条</p> <p>第5条 【引用法令】建築基準法第87条第2項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月14日	
条例番号	平成20年静岡市 条例第70号	条例名	静岡市由比特別工業地区建築条例		
制定年月日	平成20年10月3日	最終改正年月日	平成30年2月16日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ<u>適正な</u>条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 【引用法令】建築基準法第49条第1項、第50条</p> <p>第3条 【引用法令】建築基準法第28条、第35条、別表第2（ぬ）項</p> <p>第4条 【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号、第52条第1項から第8項、第53条</p> <p>第5条 【引用法令】建築基準法第87条第2項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月14日	
条例番号	平成20年静岡市 条例第71号	条例名	静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例		
制定年月日	平成20年10月3日	最終改正年月日	令和4年2月17日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条 【引用法令】建築基準法第68条の2第1項 第8条第3項 【引用法令】建築基準法第86条の9第1項 第11条 【引用法令】建築基準法第55条第1項、第2項、第56条の2第4項、法59条の2第1項、別表第4（ろ）欄二の項、三の項、四の項口 第13条第1項 【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号、第52条第1項から第8項、第53条 第13条第2項 【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号 第13条第3項 【引用法令】建築基準法第3条第2項、第3項3号、第4号 第14条 【引用法令】建築基準法第86条第1項から第4項、第86条の2第1項から第3項 第17条第1項 【引用法令】建築基準法第87条第2項 別表第1 【引用法令】都市計画法第20条第1項 別表第2 【引用法令】建築基準法第48条、第53条第3項第1号イ、第2号、別表第2（い）項第1号から第10号、（ろ）項第2号、第3号、（は）項第2号、（に）項第3号から第7号、（ほ）項第2号、3号、（へ）項第2号、（と）項第2号から第4号、（り）項第2号、第3号（ぬ）項第1号から第4号、（わ）項第6号から第8号 建築基準法施行令第130条の3第1項第1号 都市計画法第14条第1項 土地区画整理法第98条第1項、第103条第1項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月14日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第248号	条例名	静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成30年3月20日		
所管課名	建築指導課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ<u>適正な</u>条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 【引用法令】都市計画法第8条第1項第1号</p> <p>第2条第2項第4号 【引用法令】建築基準法第42条第1項各号</p> <p>第9条第2項第1号 【引用法令】建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
不要	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 25 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 96 号	条例名	静岡市営住宅管理基金条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 15 年 4 月 1 日		
所管課名	都市局建築部住宅政策課				
点検の概要	例規検索システムによるチェックしたところ引用している条例等なかった。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無し	引用法令がなかった。				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月25日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第253号	条例名	静岡市営住宅条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年1月31日条例第2号		
所管課名	都市局建築部住宅政策課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について例規検索システムによるチェックし点検したところ、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第2条第2項 第2条第5項 第3条の8第4項 第5条第5項、第6項 第6条 第10条項第1項 第11条項第1項、第4項 第12条項第1項 第31条項第1項 第32条項第1項 第34条項第7項 第35条項第1項 第40条項 第53条項第1項				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無し	引用法令等適切であったため		連帯保証人の廃止に係る条例改正を実施予定		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月25日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第254号	条例名	静岡市改良住宅管理条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和2年2月21日		
所管課名	都市局建築部住宅政策課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について例規検索システムによるチェックし点検したところ、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 第2条第1項、第3項 第4条第2項、第3項、第7項 第5条第2項 第10条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無し	引用法令等適切であったため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月25日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第256号	条例名	静岡市特定公共賃貸住宅条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成20年10月3日		
所管課名	都市局建築部住宅政策課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について例規検索システムによるチェックし点検したところ、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第2条第1項、第2項 第4条第4項 第11条 第32条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無し	引用法令等適切であったため				

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月14日	
条例番号	平成24年静岡市条例第89号	条例名	静岡市道路標識の寸法を定める条例		
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	改正なし		
所管課名	道路保全課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 引用法令 道路法（昭和27年法律第180号）</p> <p>第2条 引用法令 法道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）</p> <p>担当者が令規検索システムで2度かつ2人でチェックを実施した。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月14日	
条例番号	平成24年静岡市条例第90号	条例名	静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例		
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	令和3年12月15日		
所管課名	道路保全課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条第1項 引用法令 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項</p> <p>第2条第1項 引用法令 道路交通法（昭和35年法律第105号） 道路構造令（昭和45年政令第320号） 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</p> <p>担当者が令規検索システムで2度かつ2人でチェックを実施した。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月17日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第283号	条例名	静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和3年12月15日		
所管課名	消防局消防部消防総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づく消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関しては、この条例の定めるところによる。 【引用法令】消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項 【規定内容】消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。</p> <p>第2条第1項 法第9条第1号の規定に基づき、消防本部を置く。 【引用法令】消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条第1号 【規定内容】(市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。)消防本部</p> <p>第3条第1項 法第9条第2号の規定に基づき、消防署を置く。 【引用法令】消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条第2号 【規定内容】(市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。)消防署</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
なし	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月17日	
条例番号	平成26年静岡市 条例第10号	条例名	静岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例		
制定年月日	平成26年3月20日	最終改正年月日	—		
所管課名	消防局消防部消防総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。</p> <p>【引用法令】消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項 【規定内容】消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	適正な条項が引用されているため				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 17 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 284 号	条例名	静岡市消防審議会条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 21 年 12 月 21 日		
所管課名	消防局消防部消防総務課				
点検の概要	条項中に引用法令がないことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
なし	引用法令なし				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 17 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 285 号	条例名	静岡市消防職員等に対する賞じゅつ金等の支給に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 20 年 10 月 3 日		
所管課名	消防局消防部消防総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 3 条第 2 号 この額は、功労の程度及び障害等級（地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 に定める第 1 級から第 8 級までの障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、別表第 2 に定めるところによる。 【引用法令】地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 【規定内容】公務災害の障害補償に係る障害等級区分を定める。</p> <p>第 5 条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に支給するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「政令」という。）第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項の例による。 【引用法令】非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号） 第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項 【規定内容】非常勤消防団員等が死亡した場合における遺族補償一時金を受けることができる遺族の範囲及び支給順位等を定める。</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）備考 障害等級及び金額の決定については、政令第 6 条第 5 項から第 8 項までの規定の例による。 【引用法令】非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号） 第 6 条第 5 項から第 8 項 【規定内容】障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合や、同一部位についての障害の程度を加重した場合における障害等級や障害補償の金額の決定等を定める。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
なし	適正な条項が引用されているため				

様式 5

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月8日
条例番号	平成15年静岡 市条例第286号	条例名	静岡市火災予防条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和3年3月11日	
所管課名	消防局消防部予防課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条、法第9条の2、法第9条の4、法第22条第4項</p> <p>第2条第1項 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第5条第1項第1号、建築基準法第2条第7号、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号</p> <p>同第3項 建築基準法第2条第9号の2ロ</p> <p>第12条の2第5項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第30条及び第34条、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第44条</p> <p>第16条第1項 法第2条第7項</p> <p>第17条の2第1項 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号、同項第10号</p> <p>第18条第5項 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条</p> <p>第22条第1項 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項</p> <p>第24条第1項 建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項</p> <p>第32条第1項 文化財保護法(昭和25年法律第214号)</p> <p>第35条第3項 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号</p> <p>第37条第4項 政令別表第1</p> <p>第38条の2第1項 法第9条の2第1項、政令第5条の6第1号、政令第5条の6第2号</p> <p>第38条の3第1項 政令別表第1、建築基準法第2条第4号、建築基準法施行令第13条第1号</p> <p>同第4項 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号、住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号</p> <p>同第5項 住宅用防災警報器等規格省令</p> <p>同第6項 住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号</p> <p>第38条の4第1項 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。)第2条第1号</p> <p>同第3項 感知器等規格省令第2条第9号、感知器等規格省令第17条第2項、感知器等規格省令第2条第8号、感知器等規格省令第16条第2項</p>			

様式 5

	<p>同第4項 法第21条の2第1項、政令第37条第4号から第6号、法第21条の2第2項、住宅用防災警報器等規格省令</p> <p>同第5項 (受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号)第2条第7号</p> <p>第38条の5第1項 政令第12条、政令第21条、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第3項第2号、特定共同住宅等省令第3条第3項第3号、特定共同住宅等省令第3条第3項第4号、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項</p> <p>第39条第1項 法第9条の4、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)</p> <p>第41条第1項 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)別表第3、危険物規則別表第3の2、危険物規則第39条の3第2項から第6項</p> <p>第42条第2項 建築基準法第2条第8号</p> <p>第46条第1項 危険物の規制に関する政令第1条の5第2項、同条第3項、同令第1条の5第5項、同条第6項</p> <p>第50条第1項 危険物規則別表第3、危険物規則別表第3の2</p> <p>第51条第2項 建築基準法施行令第1条第6号</p> <p>第59条第1項 政令別表第1</p> <p>第60条第1項 政令別表第1</p> <p>第61条の2第1項 政令第5条の2第1項</p> <p>第62条第1項 政令別表第1</p> <p>第63条第1項 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号</p> <p>別表第2 備考 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項、法別表第1</p>	
点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
なし		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 20 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 287 号	条例名	消防団の設置等に静岡市関する条例
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	
所管課名	警防課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。		
	第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条の第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域に関し必要な事項を定めるものとする。		
	引用法令	消防組織法第 18 条第 1 項	
	消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。		
点検結果			
改正等の必要	理由		特記事項

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 20 日	
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 288 号	条例名	静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 28 年 3 月 18 日		
所管課名	警防課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	●第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。				
	引用法令	消防組織法第 19 条第 2 項			
	消防団員の定員は、条例で定める。				
	⇒ 適正				
引用法令	消防組織法第 23 条第 1 項				
消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法 の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。					
⇒ 適正					
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月20日	
条例番号	平成15年静岡 市条例第289号	条例名	静岡市消防団員等公務災害補償条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成29年4月26日		
所管課名	警防課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	●第1条				
	この条例は、 <u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項</u> の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び <u>消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3</u> の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに <u>水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項</u> の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び <u>同法第45条</u> の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。				
	引用法令	消防組織法第24条第1項			
	消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。				
⇒ 適正					
引用法令	消防法第36条の3				
第三十六条の三第二十五条第二項（第三十六条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の十第一項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。					
② 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかか					

別紙 5

り又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

一火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者二火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

⇒ 適正

引用法令	水防法第6条の2第1項
<p>水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。</p>	

⇒ 適正

引用法令	水防法第45条
<p>第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。</p>	

⇒ 適正

引用法令	災害対策基本法第84条第1項
<p>市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。</p>	

⇒ 適正

引用法令	原子力災害対策特別措置法第28条第1項
<p>原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字</p>	

句とする。(表は省略)

⇒ 適正

●第2条

非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同法第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

引用法令	消防法第25条第1項
火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。	
⇒ 適正	
引用法令	消防法第25条第2項
前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。	
⇒ 適正	
引用法令	消防法第36条
第八条から第八条の二の三までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(表は省略)	
⇒ 適正	

別紙 5

引用法令	消防法第 29 条第 5 項
消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。	
⇒ 適正	
引用法令	消防法第 30 条の 2
消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。	
⇒ 適正	
引用法令	消防法第 35 条の 10 第 1 項
救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。	
⇒ 適正	
引用法令	水防法第 24 条
水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。	
⇒ 適正	
引用法令	災害対策基本法第 65 条第 1 項
市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。	
⇒ 適正	
引用法令	災害対策基本法第 65 条第 3 項
第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。	
⇒ 適正	
引用法令	原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項
原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規	

別紙 5

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

⇒ 適正

引用法令	災害対策基本法第 65 条第 2 項
第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。	

⇒ 適正

引用法令	災害対策基本法第 63 条第 2 項
<p>前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。</p>	

⇒ 適正

●第 11 条

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

引用法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項
------	---

この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

⇒ 適正

引用法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項
------	--

この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定

別紙 5

める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

⇒ 適正

●附則 第3条

この条例の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

引用法令	臓器の移植に関する法律第6条第2項
前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された者の身体をいう。	

⇒ 適正

●附則 第8条

7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付
- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

引用法令	児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで
手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。	

別紙 5

- 一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、かつ、母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。
- 三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、かつ、父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

⇒ 適正

引用法令	児童扶養手当法第 13 条の 2 第 2 項第 1 号
<p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p>	

⇒ 適正

引用法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号
<p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。</p> <p>二 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p>	

⇒ 適正

引用法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条第 1 号
<p>都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p>	

⇒ 適正

引用法令	児童扶養手当法第 13 条の 2 第 1 項第 4 号
<p>手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付</p>	

別紙 5

事由が発生した日から六年を経過していないとき。

⇒ 適正

引用法令

児童扶養手当法第 13 条の 2 第 2 項第 2 号

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき

⇒ 適正

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
現行どおり		

様式 5

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和 5 年 8 月 20 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 290 号	条例名	静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 26 年 7 月 3 日	
所管課名	警防課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。			
	●第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 25 条の規定に基づき、静岡市消防団員で非常勤のもの（以下「非常勤消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する退職報償金に関し必要な事項を定めるものとする。			
	引用法令	消防組織法第 25 条		
	消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。			
⇒ 適正				
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
現行どおり				

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月30日
条例番号	(1) 条例第297号 (2) 条例第299号 (3) 条例第298号 (4) 条例第301号	条例名	(1) 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (2) 静岡市水道事業給水条例 (3) 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (4) 静岡市下水道条例
制定年月日	(1) 平成15年4月1日 (2) 平成15年4月1日 (3) 平成15年4月1日 (4) 平成15年4月1日	最終改正年月日	(1) 令和5年3月20日 (2) 令和5年4月1日 (3) 令和5年4月1日 (4) 令和5年4月1日
所管課名	上下水道総務課		

様式 5

以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認しました。

【静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例】

地方公営企業法第2条第3項
地方公営企業法施行令第1条第2項
水道法第10条第1項
下水道法第4条第1項
地方公営企業法第7条ただし書
地方公営企業法第14条
地方公営企業法第33条第2項
地方公営企業法第34条
地方自治法第243条の2の2第8項
地方公営企業法第40条第2項
地方公営企業法第40条の2第1項

【静岡市水道事業給水条例】

水道法第16条の2第3項
水道法第16条の2第1項
水道法第16条
水道法第16条の2第1項
水道法第25条の3の2第1項
水道法第14条第2項第5号
水道法第3条第7項
水道法第34条の2
水道法施行令第6条
水道法第16条の2第3項ただし書

【静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例】

地方公営企業法第38条第4項
地方公務員法第22条の2第1項第2号
地方公務員法第22条の4第1項
地方公営企業法第38条第2項
地方公営企業法第38条第3項
国民の祝日に関する法律
災害対策基本法第32条第1項
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条
新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条
大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項
地方公務員法第29条
地方公務員法第28条第4項
地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条

点検の概要

労働基準法第 20 条
 労働基準法第 21 条
 雇用保険法第 23 条第 2 項
 雇用保険法第 4 条第 1 項
 雇用保険法第 37 条の 2 第 1 項
 雇用保険法第 38 条第 1 項
 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項
 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条
 地方公務員法第 26 条の 2 第 1 項
 地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項
 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 6 条第 1 項ただし書
 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項
 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項
 地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項

【静岡市下水道条例】

下水道法第 2 条第 1 号
 下水道法第 2 条第 3 号
 下水道法第 10 条第 1 項
 下水道法第 12 条第 1 項
 下水道法第 12 条の 2 第 1 項
 下水道法第 10 条第 1 項
 下水道法第 11 条第 1 項
 下水道法第 12 条の 2 第 5 項
 下水道法施行令第 9 条の 10 第 1 号
 下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項
 下水道法施行令第 9 条の 10 第 3 号
 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第 2 条
 下水道法第 24 条第 1 項
 下水道法第 41 条
 下水道法第 38 条第 3 項
 下水道法第 38 条第 4 項

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
無	条ずれ等はないため	

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 28 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 302 号	条例名	静岡市都市下水路条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 16 年 4 月 1 日		
所管課名	下水道維持課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 2 条第 1 項 下水道法第 2 条第 5 号 第 3 条第 1 項 下水道法第 29 条第 1 項 第 4 条第 1 項 下水道法第 29 条第 1 項 第 6 条第 3 項 下水道法第 29 条第 1 項 第 13 条第 3 項 下水道法第 38 条第 1 項 第 15 条第 1 項 下水道法第 29 条第 1 項 第 10 条第 2 項 静岡市準用河川流水占用料等徴収条例				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第278号	条例名	静岡市自然の家条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和2年4月1日		
所管課名	教育総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(該当条項) 第1条 静岡市は、少年を自然に親しませ、少年に対し自然環境の中で集団訓練を行い、野外活動、自然探究等を通じて、豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図るとともに、市民に自然探究その他の自然に関する学習の機会を提供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、自然の家を設置する。</p> <p>(引用法令) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。</p> <p>(該当条項) 第7条第1号 第7条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。</p> <p>(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)</p> <p>(引用法令) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条 第1項 「国民の祝日」は、休日とする。</p> <p>第2項 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。</p> <p>第3項 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。</p>				

様式 5

(該当条項)

附則

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市井川少年自然の家条例(昭和 51 年静岡市条例第 6 号)又は清水市少年自然の家条例(昭和 50 年清水市条例第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(該当条項)

附則 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 57 号)

2 静岡市体育館条例(平成 15 年静岡市条例第 124 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「前条第 1 項」を「前条」に改め、「及び同条第 2 項の表に掲げる分館」及び「これらを」を削る。

第 4 条第 2 項中「、静岡市由比体育館及び静岡市中央体育館井川分館」を「及び静岡市由比体育館」に改める。

第 8 条中「別表第 9」を「別表第 8」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 から別表第 9 までを 1 表ずつ繰り上げる。

(該当条項)

附則 (平成 28 年 3 月 18 日条例第 54 号)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の静岡市キャンプ場条例の規定によりなされた施行日以後の静岡市井川青少年キャンプセンターの利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の静岡市自然の家条例の相当規定によりなされたものとみなす。

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
無		

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 270 号	条例名	静岡市社会教育委員条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 26 年 3 月 20 日	
所管課名	教育総務課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(該当条項)</p> <p>第 1 条第 1 項</p> <p>静岡市は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(引用法令)</p> <p>社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項</p> <p>都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p>			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
無				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 20 年静岡 市条例第 1 号	条例名	静岡市教育委員会委員定数条例	
制定年月日	平成 20 年 2 月 22 日	最終改正年月日	平成 27 年 3 月 20 日	
所管課名	教育総務課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。			
	本則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 3 条ただし書の規定に基づき、静岡市教育委員会の委員の定数は、5 人とする。 (引用法令) 第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。 <u>ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。</u> 附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 50 号) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間における静岡市教育委員会の委員の定数については、なお従前の例による。 →この条例施行の際(平成 27 年 4 月 1 日)に在職する・・・旧教育長が・・・ 静岡市では平成 29 年 4 月 24 日付けで新教育委員会制度に移行したため、この附則については今後影響するものではない。			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
無				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 27 年静岡市 条例第 18 号	条例名	静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例		
制定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終改正年月日	平成 27 年 3 月 20 日		
所管課名	教育総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(該当条項) 第 3 条 前条に定めるもののほか、教育長の勤務時間、休日及び休暇等については、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 15 年静岡市条例第 34 号)の例による。</p> <p>(引用法令) 教育長の勤務時間、休日及び休暇等は、教育委員会が定めるもののほか、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 15 年静岡市条例第 34 号)の規定を準用する。</p> <p>附 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この条例による改正後の静岡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、改正前の静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和 5 年 8 月 18 日	
条例番号	平成 27 年静岡 市条例第 16 号	条例名	静岡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	
制定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終改正年月日	平成 27 年 3 月 20 日	
所管課名	教育総務課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき、静岡市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引用条例) 服務等 第十一条 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>附 則 (経過措置) 2 この条例は、この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、適用しない。</p>			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
無				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第98号	条例名	静岡市社会教育施設整備基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—		
所管課名	教育総務課				
点検の概要	当条例において、引用法令がないことを確認した。				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月18日
条例番号	平成15年静岡 市条例第265号	条例名	静岡市立の高等学校授業料等徴収条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年3月18日
所管課名	教育総務課		
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。		
	(該当条項) 第2条第2項 附則（平成26年3月20日条例第89号）第2項中の引用法令 (引用法令) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）附則第2条第2項		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月18日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第264号	条例名	静岡市立学校設置条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和5年1月31日		
所管課名	教育総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 静岡市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、学校を設置する。 （引用法令） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項</p> <p>第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無					

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和 5 年 8 月 14 日
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 268 号	条例名	静岡市学生寮条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 27 年 3 月 20 日	
所管課名	学校教育課			
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 6 条第 3 項 ・・・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
現行どおり				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年7月20日	
条例番号	平成21年静岡 市条例第52号	条例名	静岡市特別支援教育センター条例		
制定年月日	平成21年7月16日	最終改正年月日	平成21年7月16日		
所管課名	学校教育課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条 ・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条 第3条第5号 ・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条 第6条第2号 ・・・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月3日
条例番号	平成27年静岡市条例第17号	条例名	静岡市いじめ防止特別調査委員会条例
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	平成27年3月20日
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 静岡市は、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項</u>に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）のうち特に配慮を要するものについて、同項に規定する調査等を行わせるため、静岡市いじめ防止特別調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 第1号 調査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、重大事態のうち特に配慮を要するものについて、<u>法第28条第1項</u>の規定によりその事実関係を明確にするための調査を行うこと。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行通り			

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月3日
条例番号	平成26年静岡 市条例第110号	条例名	静岡市いじめ問題対策連絡協議会条例
制定年月日	平成26年7月3日	最終改正年月日	平成26年7月3日
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条</p> <p>静岡市は、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項</u>の規定に基づき、静岡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行通り			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 269 号	条例名	静岡市育英条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 27 年 3 月 20 日		
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 16 条第 1 項第 2 号</p> <p>奨学生であった者が短期大学、大学、大学院又はこれらに準ずるものとして教育委員会が認めるものを卒業の後、静岡市の市民税の所得割(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号に規定する市民税の所得割をいう。)を教育委員会規則で定めるところにより完納したとき。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 4 日	
条例番号	平成 15 年静岡市条例第 258 号	条例名	静岡市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
所管課名	教育委員会教育局児童生徒支援課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	(趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和 32 年法律第 143 条) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、静岡市立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (以下「学校医」という。) の公務上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。) に対する補償 (以下「補償」という。) の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (補償の範囲、金額、支給方法等) 第 4 条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、 <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令 (昭和 32 年政令第 283 号) の規定の例による。</u>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行通り					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 25 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 101 号	条例名	静岡市篤志奨学基金条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 28 年 3 月 18 日		
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課				
点検の概要	引用法令なし				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 7 月 20 日	
条例番号	平成 15 年静岡市 条例第 267 号	条例名	静岡市教育センター条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 17 年 4 月 1 日		
所管課名	教育センター				
点検の概要	<p>(例) 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第 1 条 静岡市は、教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、次の施設を設置する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)</p> <p>第 30 条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。</p>				
	点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項		
現行通り					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第13号	条例名	静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年12月16日		
所管課名	選挙管理委員会事務局				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条から第15条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 9 日	
条例番号	平成 15 年 静岡市 条例第 14 号	条例名	静岡市議会議員及び静岡市長の選挙におけるポスター掲示場の設置 に関する条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 16 年 12 月 22 日		
所管課名	選挙管理委員会事務局				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第 1 条から第 2 条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月9日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第15号	条例名	静岡市選挙公報の発行に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日		
所管課名	選挙管理委員会事務局				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 第1条から第7条				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月31日
条例番号	平成15年静岡市条例第41号	条例名	職員団体の登録に関する条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成20年10月3日
所管課名	人事委員会事務局		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき</u>、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、<u>法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類</u></p> <p>（2）<u>法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類</u></p> <p>第4条 （省略）</p> <p>3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が<u>法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>第5条 人事委員会は、<u>法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。</u></p> <p>附則 （省略）</p> <p>2 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町が<u>法第7条第4項の規定に基づき静岡県人事委員会に委託した公平委員会の事務に関し、職員団体の登録に関する条例（昭和41年静岡県条例第43号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u></p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月31日	
条例番号	平成16年静岡市条例 第87号	条例名	静岡市人事委員会設置条例		
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	平成16年12月22日		
所管課名	人事委員会事務局				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第1項</u>の規定に基づき、静岡市人事委員会(以下「人事委員会」という。)を設置する。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月31日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第321号	条例名	静岡市議会事務局設置条例		
制定年月日	平成15年4月22日	最終改正年月日			
所管課名	議会総務課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1条第1項 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月31日	
条例番号	平成17年静岡市 条例第65号	条例名	静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例		
制定年月日	平成17年4月25日	最終改正年月日			
所管課名	議会総務課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。 ・第1条第1項 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項 ・第2条第1項 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月31日
条例番号	令和5年静岡市 条例第40号	条例名	静岡市議会の個人情報の保護に関する条例	
制定年月日	令和5年3月20日	最終改正年月日		
所管課名	議会総務課			
点検の概要	<p>1 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第4項 静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第2条第2項 ・第2条第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項 ・第2条第12項 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び④個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1 ・第2条第13項 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項 ・第10条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号 ・第12条第2項第3号 個人情報の保護に関する法律第2条第8項 ・第12条第5項 番号法第20条、第29条、第2条第9項、第19条 ・第15条第3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第41条第1項 ・第15条第4項 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項、第9項、第2項 ・第16条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第43条第1項 ・第21条1項2号ウ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項、独立行政法人通則法第2条第4項 ・第45条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項 ・第46条第1項 静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第5条第2号 ・第46条第2項 行政不服審査法第13条第4項 <p>2 以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ修正が必要なことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21条1項2号ウ 誤：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条 正：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条 			

様式 5

・第 51 条第 1 項

誤：静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 11 号）第 17 条

正：静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 11 号）第 18 条

点検結果		
改正等の必要	理由	特記事項
現行どおり		

様式 5

条例引用法令点検結果票

			作成年月日	令和5年8月23日
条例番号	平成15年静岡市条例第10号	条例名	静岡市議会定例会条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—	
所管課名	議事課			
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項</u>の規定に基づき、静岡市議会定例会の回数は、毎年4回とする。</p>			
点検結果				
改正等の必要	理由		特記事項	
無				

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月23日
条例番号	平成15年静岡市条例第9号	条例名	静岡市議会定例会規則
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—
所管課名	議事課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p><u>静岡市議会定例会条例（平成15年静岡市条例第10号）</u>の規定による定例会は、毎年2月、6月、9月及び11月に招集する。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月23日	
条例番号	平成15年静岡市条例第1号	条例名	静岡市議会会議規則		
制定年月日	平成15年4月22日	最終改正年月日	令和5年3月17日		
所管課名	議事課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(休会)</p> <p>第10条 <u>静岡市の休日</u>を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日は、休会とする。</p> <p>2 議会は、議事の都合その他必要があると認めるときは、議決により休会とすることができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p> <p>4 議長は、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。</p> <p>(出席催告)</p> <p>第13条 <u>法第113条</u>の規定による出席催告の方法は、議事堂にいる議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡先の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡先）に、文書又は口頭により行う。</p> <p>第2節 議案及び動議</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付け、<u>法第112条第2項</u>の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、賛成者4人以上（発議者を含む。）とともに連署し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、理由を付け、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、賛成者4人以上（発議者を含む。）が連署し、議長に提出しなければならない。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第37条 議長は、委員会に付託した事件は、<u>静岡市議会委員会条例</u>（平成15年静岡市条例第320号。以下「委員会条例」という。）第36条の規定による報告書が提出された後、議題とする。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第75条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、<u>法第123条第3項</u>に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人以上とし、議長が会議において指名する。</p>				

様式 5

第 10 節 協議又は調整を行うための場

第 77 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 11 節 議員派遣

（議員派遣）

第 78 条 議会は、法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

（平 20 規則 1・一部改正）

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（資格決定の要求）

第 87 条 法第 127 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2の規定に該当の有無について議会の決定を求める議員は、その理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（決定書の交付）

第 89 条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2の規定に該当の有無についての法第 127 条第 1 項の規定による決定をしたとき、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 5 章 懲罰

（懲罰動議の提出）

第 94 条 懲罰の動議は、文書により法第 135 条第 2 項に規定する発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 48 条第 2 項の規定又は委員会条例第 61 条第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

点検結果

改正等の必要	理由	特記事項
無		

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月23日	
条例番号	平成15年静岡市条例第320号	条例名	静岡市議会委員会条例		
制定年月日	平成15年4月22日	最終改正年月日	令和5年3月17日		
所管課名	議事課				
点検の概要	<p>(証人出頭又は記録提出の要求)</p> <p>第31条 委員会は、<u>法第100条</u>の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めるとき、議長に申し出なければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第57条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、<u>静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）第28条から第31条まで及び第32条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>(委員会の記録)</p> <p>第71条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合においては、委員長が当該電磁的記録に<u>法第123条第3項</u>に規定する署名に代わる措置をとらなければならない。</p> <p>3 前2項の委員会の記録は、議長が保管する。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由		特記事項		
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	令和5年8月23日
条例番号	平成23年静岡市条例第47号	条例名	静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例
制定年月日	平成23年10月18日	最終改正年月日	—
所管課名	議事課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定めるとともに、市議会へ報告すべき案件について定めるものとする。</u></p> <p>(市議会の議決すべき事件)</p> <p>第2条 市長は、<u>静岡市自治基本条例(平成17年静岡市条例第1号。以下「条例」という。)</u>第15条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ市議会の議決を経なければならない。</p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
無			

様式 5

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和 5 年 8 月 23 日	
条例番号		条例名	地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の 専決事項の指定について		
制定年月日	平成 20 年 3 月 21 日	最終改正年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
所管課名	議事課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p><u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき</u>、市長において専決できる事項を次のとおり指定し、平成 27 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>なお、<u>地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について</u>（平成 20 年 3 月 21 日議決）は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
無					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月24日	
条例番号	平成16年静岡市 条例第130号	条例名	政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例		
制定年月日	平成16年2月22日	最終改正年月日	平成19年7月5日		
所管課名	調査法制課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条 この条例は、 <u>政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号）第7条の規定に基づき、静岡市議会議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</u>				
	第2条（略）				
	（5）有価証券（ <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。</u> ）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）				
	第3条（略）				
	（1）（略）				
	ア 総所得金額（ <u>所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。</u> ）及び山林所得金額（ <u>同条第3項に規定する山林所得金額をいう。</u> ）に係る各種所得の金額（ <u>同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。</u> ）				
	イ <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの</u>				
	（2）前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（ <u>相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。</u> ）				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

別記様式

条例引用法令点検結果票

		作成年月日	平成30年6月20日
条例番号	平成23年静岡市 条例第47号	条例名	静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例
制定年月日	平成23年10月18日	最終改正年月日	
所管課名	調査法制課		
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定めるとともに、市議会へ報告すべき案件について定めるものとする。</u></p>		
点検結果			
改正等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		平成30年6月20日	
条例番号	平成24年静岡市 条例第74号	条例名	静岡市議会基本条例		
制定年月日	平成24年10月16日	最終改正年月日			
所管課名	調査法制課				
点検の概要	<p>以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。</p> <p>第11条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項</u>の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。</p>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

条例引用法令点検結果票

		作成年月日		令和5年8月 日	
条例番号	平成15年静岡市 条例第12号	条例名	静岡市議会政務活動費の交付に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成25年2月15日		
所管課名	調査法制課				
点検の概要	以下の条項中の引用法令について点検し、それぞれ適正な条項が引用されていることを確認した。				
	第1条 この条例は、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、静岡市議会(以下「市議会」という。)の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</u>				
点検結果					
改正等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					